

令和3年第2回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

令和3年6月17日（木曜日） 午前 9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 報告第 1号 令和2年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 7 報告第 2号 有限会社中頓別振興公社の経営状況報告について
- 第 8 同意第 2号 中頓別町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 第 9 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度中頓別町一般会計補正予算 令和3年3月17日専決）
- 第10 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（中頓別町税条例の一部を改正する条例 令和3年3月31日専決）
- 第11 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 令和3年3月31日専決）
- 第12 一般質問
- 第13 議案第26号 中頓別町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第27号 令和3年度中頓別町一般会計補正予算
- 第15 議案第28号 令和3年度中頓別町水道事業特別会計補正予算
- 第16 議案第29号 工事請負契約の締結について
- 第17 議案第30号 物品売買契約の締結について
- 第18 発議第 2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）
- 第19 閉会中の継続調査申出について

○出席議員（8名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 高橋 憲一 君 | 2番 長谷川 克弘 君 |
| 3番 西浦 岩雄 君 | 4番 宮崎 泰宗 君 |
| 5番 東海林 繁幸 君 | 6番 星川 三喜男 君 |

7番 細谷久雄君

8番 村山義明君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	小林生吉君							
副町	長	遠藤義一君							
教	育	長	田邊彰宏君						
総	務	課	長	小林嘉仁君					
総	務	課	参	事	笹原等君				
総	務	課	参	事	野田繁実君				
総	務	課	主	幹	市本功一君				
総	務	課	主	幹	石川章人君				
総	務	課	主	幹	矢部智彦君				
産	業	課	参	事	永田剛君				
産	業	課	参	事	西川明文君				
産	業	課	主	幹	北村哲也君				
建	設	課	長	土屋順一君					
建	設	課	主	幹	北村正樹君				
建	設	課	主	幹	後藤晃昭君				
保	健	福	祉	課	長	相馬正志君			
保	健	福	祉	課	参	事	山田美緒子君		
保	健	福	祉	課	主	幹	西巻俊英君		
教	育	次	長	工藤正勝君					
教	育	委	員	会	主	幹	小林美幸君		
国	保	病	院	事	務	長	長尾享君		
会	計	管	理	者	庵日鶴君				
認	定	こ	ど	も	園	園	長	相座豊君	
認	定	こ	ど	も	園	副	園	長	大島朗君
自	動	車	学	校	長	山田和志君			

○職務のため出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	今	野	真	二	君
議	会	事	務	局	書	記	田	辺	めぐみ	君

◎議長の挨拶

○議長（村山義明君） おはようございます。令和3年第2回中頓別町議会定例会に議員全員のご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

現在、北海道において新型コロナウイルス感染の緊急事態宣言中であり、引き続きの感染対策におきまして、町民の皆様には、ご理解、ご協力をいただいているところです。議会においても、引き続きマスクの着用、手の消毒などの感染対策に努めていただきたいと思いますので、ご協力をよろしくお願い致します。

◎開会の宣告

○議長（村山義明君） ただいまから令和3年第2回中頓別町議会定例会を開会いたします。

（午前 9時30分）

◎開議の宣告

○議長（村山義明君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付した議事日程第1号のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（村山義明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員につきましては、会議規則第125条の規定により、1番、高橋さん、2番、長谷川さんを指名します。

◎議会運営委員会報告

○議長（村山義明君） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

長谷川さん。

○議会運営委員長（長谷川克弘君） おはようございます。よろしくお願い致します。それでは、議会運営委員会委員長報告をいたします。

令和3年第2回中頓別町議会定例会の運営に関し、6月2日、6月7日及び6月14日に議会運営委員会を開催したので、その内容を報告いたします。

1、会期について、本定例会の会期は本日6月17日から6月21日までの5日間とする。なお、会議に付された事件が全て終了した場合は、会議規則第7条の規定により、会期を残し、閉会する。

2、本日の議事日程は、議事日程第1号のとおりである。

3、一般質問について、通告期限内に通告したのは5議員である。一部重複する可能性があるため、後から質問する議員は答弁の重複が生じないように注意願いたい。

4、町長提出議案の取扱いについて、全議案本会議で審議する。

5、意見書について、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）は、私から発議します。

6、閉会中の郵送陳情などの取扱いについて、全議員に写しを配付する措置を取り、議長預かりとした。

7、テレビ中継について、本日の会議開始から一般質問終了時まで、役場町民ホールと町民センターに設置されたテレビに議場から中継を行う。

以上で議会運営委員会委員長報告を終わります。

◎会期の決定

○議長（村山義明君） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告のとおり、本日6月17日から6月21日までの5日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日6月17日から6月21日までの5日間とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（村山義明君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長一般報告及び監査委員の例月出納検査報告につきましては、お手元に印刷配付のとおりでございますので、御覧の上、ご了承願います。

南宗谷消防組合議会報告は、組合議員からいただきます。

長谷川さん。

○2番（長谷川克弘君） それでは、南宗谷消防組合議会報告をいたします。

令和3年6月17日、中頓別町議会議長、村山義明様。

南宗谷消防組合議員、東海林繁幸、長谷川克弘。

南宗谷消防組合議会報告。

このたび、南宗谷消防組合議会が招集されたので、その結果を次のとおり報告いたします。

1、会議名、令和3年第1回南宗谷消防組合議会定例会。

2、日時、令和3年3月19日（会期1日）午前10時00分開議。

3、場所、南宗谷消防組合消防庁舎コミュニティ消防センター（枝幸町）。

4、出席議員、東海林議員、長谷川議員。

5、会議結果、議事日程のとおり進行し、報告第1号 監査委員報告について、月例監

査の結果、南宗谷消防組合会計の令和2年11月分から令和3年1月分について適正と認める報告があり、議案第1号 令和2年度南宗谷消防組合会計補正予算については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,426万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億5,779万6,000円とし、原案どおり可決された。議案第2号 令和3年度南宗谷消防組合会計予算については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,325万6,000円と定め、原案どおり可決された。

以上、報告申し上げます。

○議長（村山義明君） 南宗谷衛生施設組合議会報告は、組合議員からいただきます。
高橋さん。

○1番（高橋憲一君） おはようございます。それでは、南宗谷衛生施設組合議会報告をいたしたいと思います。

令和3年6月17日、中頓別町議会議長、村山義明様。

南宗谷衛生施設組合議員、宮崎泰宗、高橋憲一。

南宗谷衛生施設組合議会報告。

このたび、南宗谷衛生施設組合議会が招集されたので、その結果を次のとおり報告いたします。

1、会議名、令和3年第1回南宗谷衛生施設組合議会定例会。

2、日時、令和3年3月19日（会期1日）午後2時00分開議。

3、場所、南宗谷汚泥再生処理施設会議室（浜頓別町）。

4、出席議員、宮崎議員、高橋議員。

5、会議結果、議事日程のとおり進行し、報告第1号では監査委員報告があり、令和2年8月から令和3年1月までの例月検査が適正であると報告された。議案第1号では令和2年度南宗谷衛生施設組合一般会計補正予算（第1号）が提案され、歳出では汚泥再生処理施設費で1,415万4,000円、廃棄物処理施設費で700万円をそれぞれ減額し、歳入負担金で歳出合計同額の2,115万4,000円が減額され、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,884万6,000円とし、原案どおり可決した。議案第2号では令和3年度南宗谷衛生施設組合一般会計予算が提案され、歳入歳出予算の総額を前年度対比で1,400万円減の歳入歳出それぞれ5億600万円とし、原案どおり可決され閉会しました。

以上です。

○議長（村山義明君） これにて諸般の報告は終了しました。

◎行政報告

○議長（村山義明君） 日程第5、行政報告を行います。

町長から報告の申出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（小林生吉君） おはようございます。定例会に全議員のご出席を賜り、審議をいただきますことに対して心からお礼を申し上げたいと思います。

私のほうから4点ほど行政報告をさせていただきたいと思います。1点目は、令和2年国勢調査結果についてであります。

日本国内に住む全ての人と世帯を対象とする国の最も重要な統計調査で、統計法に基づき5年に一度実施される国勢調査の速報値が北海道より発表されました。当町においては、人口総数が1,638人、世帯総数が774世帯となりました。人口総数では前回の平成27年調査から119人の減で、減少率が6.8%、世帯総数では1世帯の減で、減少率0.1%となったところです。

2点目は、天北地域生活交通確保対策協議会の取組についてであります。

平成元年にJR天北線が廃止されて以降、沿線自治体による協議会での調整のもと、宗谷バス株式会社の運営により路線バスが運行されてきました。本路線は、沿線自治体住民の生活に密着した重要な路線であり、持続可能なものとするべくこれまで様々な取り組みやダイヤ改正等を行ってきましたが、人口の減少、マイカー利用率の増加、JRのダイヤ改正による接続の不便さや生活交通路線として国庫補助金の対象外となったことに加え、新型コロナウイルス感染症の影響により自治体負担が過去最大という状況になりました。このような状況から、天北宗谷岬線を現状のまま維持していくことは財政的にも厳しい状況にあることから、各市町村の交通需要に応じた交通サービスをそれぞれの自治体で支える体制へ移行するという事も視野に入れ、この間関係市町村の実務者による協議を重ねてまいりました。先月行われました協議会の定期総会においては、現行の路線バスでの継続運行も含めて、区間を区切って交通ニーズに応じた新たな交通体系構築の協議・検討を進めていくことが確認されたところです。今後は新たな体制の構築を令和4年10月を目標にそれぞれ隣接する市町村間（①稚内市～猿払村間、②猿払村～浜頓別町間、③浜頓別町～中頓別町～音威子府村間）での協議・検討を進め、協議会全体での情報共有と意見交換を進めていくことが決議されました。

3点目は、中頓別町国民健康保険病院の院長の交代についてであります。

令和2年12月2日から中頓別町国民健康保険病院で勤務されていた長島弘院長より一身上の都合により退職したい旨の申出があり、受理することといたしました。この間町民の皆様をはじめ多くの患者様にご迷惑とご不安をおかけいたし、大変申し訳なく思っております。なお、後任につきましては依頼しておりました岩隈勉医師より院長就任の快諾をいただき、すでに診療にあたっていただいております。岩隈医師につきましては5月25日の着任、年齢は84歳、専門科目、脳神経外科ということでありまして、岩隈医師と出張の先生とでの診療体制を構築しているという状況であります。既に申し上げたところでもありますけれども、重ねてこの医師確保に関する私の責任は大変大きいというふうに感じておりますので、一日も早く安定した医師2名体制を構築すべく努力をしてまいりたいと思います。大変町民の皆さん、議会の皆様にご迷惑をおかけしていることに対して深く

おわびを申し上げたいというふうに思います。

4点目は、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

新型コロナウイルス感染拡大により5月16日から31日までの間北海道に対して「緊急事態宣言」が発令されましたが、道内の感染者数の増加傾向が続き、感染者の急増に伴い全道的に医療提供体制のひっ迫状況が継続していることにより、6月20日まで延長になったところです。緊急事態宣言発令に伴い、本町では感染拡大防止の観点から町内の公共施設の休館や町主催の事業を中止または延期などの措置を行いました。また、折り込みチラシ、防災無線を活用し、町内放送などで周知啓発を努めてきました。

5月8日には本町で初めての新型コロナウイルス感染がありました。感染者本人やご家族が誹謗中傷や心無い批判で辛い思いをされないようにご本人了解のもと、全町民に報告をさせていただいたところです。誰もがコロナウイルスに感染する可能性があり、感染したからといって非難されるべきものではありません。町としては常に新しい情報に注視しつつ、出来るだけ早い段階で町民の皆様への情報提供や対応に努めていきたいと考えています。

次に、新型コロナワクチン接種についてです。ワクチン接種は個別接種と集団接種の併用にて行い、個別接種は平日の16時から国保病院で実施し、集団接種は保健センターを会場に土曜日、日曜日で実施してきております。個別接種では高齢者施設等の入所者の接種について集団接種での対応が困難であることから、優先的に個別接種を実施してきております。また、集団接種日に都合がつかない方には、国保病院での個別接種での対応に取り組んでいます。集団接種では5月8日から65歳以上の高齢者を対象に集団接種を開始しました。現在の状況で65歳以上の高齢者516人、高齢者のうちの76.4%が1回目又は2回目の接種を終えております。次に、基礎疾患のある方、60歳から64歳の方の順で優先的に接種の予約を開始し、1回目の接種はあさって6月19日から集団接種として行う予定であります。その後は16歳以上の町民を対象に6月26日から集団接種を行う予定ですが、接種を希望される町民の皆様が7月末までに2回目の接種を終了できるように調整を図っております。

ワクチン接種につきましては国の基準に従い、町民の皆様には不公平感や不利益が生じないように実施してきております。また、接種会場でのミスや事故など起こさないように医療従事者との連携を図りながら進めているところです。町民の皆様にはコロナウイルス感染のリスクを少しでも減らし、安心していただけるよう全力で取り組んでまいります。

なお、若干補足させていただきますけれども、今全町民にクーポン券を配って、申込みも受け付けているところでありまして、昨日までの申込み状況としまして、接種を終わらせた方も含めて76.6%という数字に達しております。

以上、ご報告をさせていただきたいと思っております。

あと、経緯等の詳細については別紙をご参照いただければと思います。

以上です。

○議長（村山義明君） ただいまの行政報告について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認めます。

引き続き教育長から教育行政報告の申出がありますので、これを許します。
教育長。

○教育長（田邊彰宏君） 教育行政報告をさせていただきます。

令和3年度「中学生ハワイ英語研修」事業の中止についてでございます。

新型コロナウイルスの感染拡大の状況がみられるなか北海道にも緊急事態宣言が発令されています。強い防止対策を行うことが求められています。ハワイ州の感染状況は、これは4月末の時点でございますけれども、「第3段階」、ハワイの場合は数字が大きくなる、4段階まであるのですけれども、4になると正常の活動に近いという状況で、いいほうから2番目の状況でした。現在はもう少し緩和されているかもしれませんが、これは4月末の状況です。「第3段階」であり、団体による行動に制限が課されています。航空機や宿泊の手配、ホームステイ宅の確保や感染症対策等に不安があります。仮に無事に帰国してPCR検査を受けて陰性であっても2週間の待機（行動制限）、健康状態や生活場所の報告が課せられ、日常生活や授業への影響が懸念されます。これらのことから、令和3年度の「中学生ハワイ英語研修」事業は中止いたします。今後の新型コロナ感染症の収束状況によりますが、代替措置として3年生を対象とした「イングリッシュキャンプ（2泊3日程度）」を実施することを検討します。

「中学生ハワイ英語研修」は2年連続して中止となりましたが、この事業は継続したいと考えています。ワクチン接種により新型コロナウイルス感染症が収束することを期待するとともに、令和4年度の新中学2・3年生、新高校1年生も対象とした「中学生ハワイ英語研修」を検討してまいります。

○議長（村山義明君） ただいまの教育行政報告について質疑はございませんか。

西浦さん。

○3番（西浦岩雄君） 1つだけちょっと伺います。

最後のほうに新中学2、3年生、新高校1年生も対象としたって高校生になってからもということですか。

○議長（村山義明君） 教育長。

○教育長（田邊彰宏君） その部分については様々なご意見等はあるかと思うのですが、私の個人的な思いとしては今年行けなかった来年高校1年生になる子供たちにもその可能性とチャンスは確認させていただきたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、これで行政報告は終了しました。

◎報告第1号

○議長（村山義明君） 日程第6、報告第1号 令和2年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告を行います。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 報告第1号 令和2年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、総務課、笹原参事から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 笹原総務課参事。

○総務課参事（笹原 等君） おはようございます。よろしくお願ひいたします。それでは、報告第1号 令和2年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご報告申し上げます。

議案の1ページをお開き願ひます。報告第1号 令和2年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和2年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書を次のように報告する。

令和3年6月17日提出、中頓別町長。

2ページをお開き願ひます。令和2年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書。今回報告の事業につきましても、令和2年度に議決されました予算事業5件を金額、財源内訳のとおり令和3年度に繰り越して執行するものでございます。2款総務費、1項総務管理費、事業名、高速ネットワーク通信環境整備推進事業1億6,343万4,000円、事業名、地方創生臨時交付金事業195万6,000円、6款農林水産業費、1項農業費、事業名、草地整備型公共牧場整備事業2,750万円、8款土木費、1項住宅管理費、事業名、公営住宅維持管理事業31万2,000円、2項住宅建設費、事業名、危険廃屋解体撤去助成事業56万円、いずれも令和3年第1回定例会において議決をいただいているところでございます。

繰越明許費の総額は1億9,376万2,000円、財源内訳は、収入特定財源87万2,000円、国、道支出金8,380万1,000円、町債9,120万円、その他特定財源1,787万5,000円、一般財源1万4,000円となっております。

以上、簡単ではございますが、繰越明許費繰越計算書の報告とさせていただきます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これにて本件は報告済みといたします。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前 9時56分

再開 午前10時02分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を続けます。

◎報告第2号

○議長（村山義明君） 日程第7、報告第2号 有限会社中頓別振興公社の経営状況報告を行います。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 報告第2号 有限会社中頓別振興公社の経営状況報告について、遠藤副町長から報告をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤義一君） おはようございます。よろしくお願いします。

報告第2号 有限会社中頓別振興公社の経営状況報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、有限会社中頓別振興公社の経営状況を別紙のとおり報告する。

令和3年6月17日提出、中頓別町長。

同公社の第26回定時株主総会は5月20日、新型コロナウイルス感染症による国の緊急事態宣言、北海道並びに中頓別町による感染拡大防止対策を受け、会社法第319条の規定により、書面議決によりまして開催され、第1号議案から第3号議案まで全て承認されましたので、経営状況の概略を報告いたしたいと思えます。内容に関しましては、配付させていただきました令和3年度第26回定時株主総会議案を御覧いただきたいと思えます。

それでは、第1号議案から説明をさせていただきます。7ページを御覧ください。第1号議案、令和2年度事業決算報告書承認の件については、令和2年度事業決算報告書の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、株主資本等変動計算書、監査報告書の全てが承認をされました。この内容につきましては、10ページから22ページに詳細が記載されております。

まず、9ページを御覧ください。令和2年度事業報告ですが、各受託施設につきましては寿公園、パークゴルフ場、ゴルフ練習場とも新型コロナウイルス感染の影響から半月遅れでのオープンを余儀なくされ、密集を避けるためパークゴルフ場管理棟内での休憩の禁止や各種大会を中止するなど感染予防対策を行いながらの運営となりました。

寿スキー場においても来場者には使用者名簿の提出や検温、マスクの着用、手指消毒の徹底をお願いしながらの営業となりました。リフト使用料では前年度比で39万7,000円の減収となりましたが、リフト運送人員につきましては、前年度比2,231人増となったところであります。

鍾乳洞自然ふれあい公園につきましては、芝桜の補植を計画的に行い、キバナコスモスの花畑の整備を行うなど園内環境整備に努めてきたところであります。遊歩道の木橋等が老朽化しており、安全に利用できるように修繕を行ってきました。

有害鳥獣処理施設業務につきましては5年目となり、菌床の維持管理や処理作業も順調に推移し、500頭の処理を行うことができました。実質は1頭回収不能ということになりまして、実質499頭ということになっております。令和3年度におきましても各施設の安全管理と経費の節減を図りながら健全な公社運営に努めてまいりたいということを総括として記載をしたところであります。

12ページを御覧ください。総合損益明細書で決算の概略をご報告いたします。まず、寿レクリエーション施設業務では、寿公園の指定管理料2,411万円のほか、事業収入としてリフト使用料323万7,910円、パークゴルフ場利用料28万3,800円、テニスコートの利用料1万5,400円を合わせて353万7,110円、雑収入としてスキーレンタル料等21万3,000円を加えまして、収入合計が2,786万110円となっております。支出につきましては、代表取締役の役員報酬180万円のほか、職員3名の給与、手当、2名の賃金のほか、修繕費で芝刈り機等作業機の修繕料で約92万円、公園、牧場フェンスの取替え費として約24万円、リフト整備費として約18万円、圧雪車修繕整備で約17万円、その他関連施設等の修繕費で約74万円を含めて、支出総額は2,761万9,170円となりました。営業利益は24万940円となったところであります。

一般廃棄物処理施設業務では、町からのごみ収集委託料3,439万8,100円と雑収入として廃家電運搬券販売手数料5万820円を合わせ、収入合計が3,444万8,920円であります。支出は、職員4名の給与、手当、1名の賃金のほか、ごみ処理施設の光熱水費、燃料費、修繕費等で3,322万6,817円となりました。特に今年度は修繕費で車両車検整備修繕費で約64万円、汚泥放流ゲート修繕で約33万円、調整池ブロー分解整備費として約75万円、汚泥清掃費として32万円、破碎棟のシャッター修繕費で約25万円を支出しています。営業利益は122万2,103円となったところであります。

鍾乳洞自然ふれあい公園業務では、町からの指定管理料468万円で、支出につきましてもその多くが臨時職員2名の人件費で、その他光熱水費、燃料費、修繕費で支出合計が448万51円となり、営業利益は19万9,949円となったところであります。当該年度も遊歩道における木橋の修繕を実施しましたが、年々傷みがひどくなり、箇所も多くなっているところであります。

国保病院の管理清掃業務は、町からの委託料収入で374万6,000円となっており、支出は人件費が主なもので臨時職員2名の賃金等で374万6,000円となり、営業利益はございません。

有害鳥獣処理施設業務は、町からの委託料収入で699万5,188円となり、支出に

つきましては2名の臨時職員に関する人件費や施設の光熱水費、燃料のほか菌床の管理委託料で、収入と同額の699万5,188円で、営業利益は生じておりません。今年度の処理頭数は、先ほど申しましたが、鹿の処理頭数499頭で、業務回収の頭数については282頭、ハンターが自主回収した217頭、合わせて499頭となったところでありませぬ。このほかアライグマ287頭、熊9頭、事故鹿6頭、キツネ、タヌキ等6頭となっているところでありませぬ。

食堂業務は、振興公社の自主事業で、収入はスキー場ロッジ食堂売上げ190万6,158円と、事業収入として公園遊具貸出料、ゴルフ練習場球貸出料等で75万1,500円、雑収入として自動販売機の売上げ手数料7万9,317円で、収入合計が273万6,975円となっております。支出はパートの賃金、食材の商品仕入れ費などで支出合計が250万9,436円となり、22万7,539円の営業利益となったところでありませぬ。

以上の結果、営業損益は営業収益8,046万7,193円、事業費7,857万6,662円を差し引き、189万531円が営業利益となったところでありませぬ。営業外損益では、営業外収入として預金利息1,519円で、経常利益は189万2,050円となりました。特別損益はございませぬ。経常利益から特別損益を差し引いた189万2,050円が税引き前当期利益となり、法人税、法人道民税及び事業税49万1,630円を差し引き、差引き当期純利益は140万420円となったところでありませぬ。

14ページを御覧ください。14ページ、剰余金処分計算書でございませぬが、前期末の剰余金675万8,148円から当期処分剰余金となる役員退職引当金への積立て12万円を引きまして、当期純利益140万420円を足して803万8,568円が後期繰越利益剰余金となったところでありませぬ。

15ページですが、株主資本等変動計算書では、前期末の純資産に先ほどの当期純利益140万420円を当期変動額として加えまして、当期末の純資産合計を2,064万8,568円としたところでありませぬ。

16ページから21ページまでが各事業における収支決算内容でありますので、後ほど御覧いただければと思ひませぬ。

22ページですが、監査報告書が添付されております。

23ページ、第2号議案、剰余金の処分の件につきましては、繰越利益剰余金より役員退職金として積み立てることについて承認を求むるもので、減少する剰余金の項目及び金額、繰越利益剰余金12万円、増加する剰余金の項目及び金額は役員退職引当金12万円となっております。

24ページですが、第3号議案、令和3年度事業予算の承認及び事業予算に変更が生じた場合取締役の協議に一任する件につきましては、25ページから31ページに登載された各事業の令和3年度予算の変更する場合、取締役の協議に一任することが了承されたところでありませぬ。

以上、簡略ではありませぬが、第26回定期株主総会で承認された有限会社中頓別振興公

社の経営状況報告とさせていただきます。出資法人として経営上特に問題となるところは認められませんでしたので、併せてご報告を申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これにて本件は報告済みといたします。

◎同意第2号

○議長（村山義明君） 日程第8、同意第2号 中頓別町教育委員会教育長の任命につき同意を求める件を議題とします。

本件に関係のある相座こども園園長においてはご退席を願います。

（相座認定こども園園長 退席）

○議長（村山義明君） 提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 同意第2号 中頓別町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて。

下記の者を中頓別町教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

氏名につきましては相座豊。

令和3年6月17日提出、中頓別町長。

まず、現田邊教育長につきましては、2期6年にわたりましてこれまでにない新しい本町の教育の推進に当たっていただいたところでありますけれども、ご本人の申出もあり、今期をもっての退任ということになりました。代わりに現こども園園長の相座豊を教育長として任命したいということでの提案でございます。相座現園長につきましては、裏面に略歴を記載しておりますけれども、北海道教育大学教育学部旭川分校を卒業された後、宗谷管内における教員としての活動を経て、平成20年の猿払村知来別小学校の校長から最後、幌延町立幌延中学校の校長、4校における校長を歴任された後、定年退職後本町の認定こども園の園長として勤務をしておりますところであります。ご承知のとおり、教育者としての高いキャリア、そして将来の教育をつくり上げていく強い思い、そして構想力をお持ちの方であります。これ以上ないふさわしい方であるというふうに認識しております。ぜひご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより同意第2号を採決しま

す。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。同意第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村山義明君) 起立多数です。

よって、同意第2号 中頓別町教育委員会教育長の任命につき同意を求める件は同意することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時22分

(相座認定こども園園長 着席)

○議長(村山義明君) 休憩前に戻り会議を続けます。

◎承認第2号

○議長(村山義明君) 日程第9、承認第2号 専決処分の承認を求める件(令和2年度中頓別町一般会計補正予算 令和3年3月17日専決)を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(小林生吉君) 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度中頓別町一般会計補正予算 令和3年3月17日専決)につきまして、笹原総務課参事から説明をさせていただきます。

○議長(村山義明君) 笹原総務課参事。

○総務課参事(笹原 等君) それでは、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案の34ページをお開き願います。承認第2号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し議会への承認を求める。

令和3年6月17日提出、中頓別町長。

35ページをお開き願います。専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年3月17日、中頓別町長。

1、令和2年度中頓別町一般会計補正予算。

それでは、補正予算の内容についてご説明いたします。専決の理由につきましてでござ

いますけれども、別途配付してございます教育委員会所管事業補正予算説明資料、令和2年度専決処分関係を併せて御覧いただきたいと思いますが、中頓別中学校の校舎屋根に設置しております集合煙突が落雪とともに倒壊したほか、一部教室の窓ガラスや窓枠を破損したもので、安全上落下しかけている煙突を早急に撤去する必要があったことから、計上したものでございます。

議案の37ページをお開き願います。令和2年度中頓別町一般会計補正予算。

令和2年度中頓別町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条第1項 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51万7,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ42億271万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出からご説明いたします。46ページをお開き願います。10款教育費、3項中学校費、1目学校管理では、既定額に51万7,000円を追加し、1,769万5,000円とするもので、中学校施設維持管理事業、10節需用費に集合煙突撤去及び窓ガラス修繕に要する費用として同額を計上するものでございます。

42ページにお戻り願います。歳出合計、既定額に51万7,000円を追加し、42億271万9,000円とするものでございます。

続きまして、歳入についてご説明をいたします。44ページをお開き願います。17款繰入金、1項基金繰入金、6目公共施設整備等基金繰入金では、既定額に51万7,000円を追加し、7,399万円とするもので、1節公共施設整備等基金繰入金に同額を計上。歳出の修繕費に充当する財源として繰り入れるものでございます。

40ページにお戻りください。歳入合計、既定額に51万7,000円を追加し、42億271万9,000円とし、歳入歳出のバランスを取っております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(村山義明君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより承認第2号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号 専決処分の承認を求める件(令和2年度中頓別町一般会計補正予算 令和3年3月17日専決)は承認することに決しました。

◎承認第3号

○議長（村山義明君） 日程第10、承認第3号 専決処分の承認を求める件（中頓別町税条例の一部を改正する条例 令和3年3月31日専決）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（中頓別町税条例の一部を改正する条例 令和3年3月31日専決）につきまして、小林総務課長から内容の説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） よろしくお願ひいたします。承認第3号 専決処分の承認を求めることについてをご説明申し上げます。

48ページをお開き願ひます。承認第3号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し議会への承認を求める。

令和3年6月17日提出、中頓別町長。

49ページをお開き願ひます。専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年3月31日提出、中頓別町長。

1、中頓別町税条例の一部を改正する条例。

改正の要旨をご説明申し上げます。68ページをお開き願ひます。改正の要旨、地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第107号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第108号）、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年総務省令第34号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和3年総務省令第35号）は令和3年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されたことによる改正でございます。

地方税法改正に伴い、次の事項を改正するものです。1、住民税関係、給与所得者の扶養親族申告書、公的年金等受給者の扶養親族申告書及び退職所得申告書について、これらの申告書の提出の際に経路すべきものが電磁的方法によるこれらの申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けることができる措置を講じていることなど一定の要件を満たす場合には、これらの申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとするなどの措置を講ずると。

2、軽自動車税関係、環境性能割について、法律改正による法の引用条項の改正及び規定の整備を行うとともに、非課税措置の適用期間の延長及び種別割の税率の特例、賦課徴収の特例による規定の整備を行うものでございます。

3でございます。固定資産税関係、固定資産税の課税標準の特例割合について法律改正による規定の整備を行うとともに、経過措置の延長を行うものでございます。

4、その他、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例について適用期限を延長する改正による項の新設を行うものでございます。

この後の69ページ及び70ページに関しましては条例の各項に関わる改正概要が記載されてございますので、ご参照願えればと思います。

続きまして、改正の内容を新旧対照表により簡潔にご説明申し上げます。なお、別に税条例一部改正に関わる説明資料を配付してございますので、ご用意願えればというふうに思います。55ページをお開き願います。第36条の3の2及び第36条の3の3につきましては、省令で定められた電磁的申告としての一定の要件についての適用条項を定め、56ページの第53条の9の退職所得手当につきましても第3項及び第4項を追加して、同様に準用する適用条項を定めました。給与所得者の扶養親族申告書、公的年金等受給者の扶養親族申告書及び退職所得申告書について一定の要件を満たす場合には申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとした改正でございます。

第53条の8第1項第1号は、文言の修正でございます。別に配付してございました資料の2ページ、4、納税環境整備をご参照願えればというふうに思います。

続きまして、57ページをお開き願います。第81条の4では軽自動車税の環境性能割について法律改正による法の引用条項の改廃及び規定の整備を行うとともに、飛びますが、63ページの附則第15条の2から67ページの附則第16条の2まででは非課税措置の期間を延長、また種別割の税率の特例措置も期間を延長するものであり、詳細は別に配付してございます資料の1ページ、2、車体課税及び3ページ、自動車税、軽自動車税の環境性能割の税率区分の見直し及び下段の種別割のグリーン化特例の見直しをご参照願えればというふうに思います。

57ページにお戻り願います。附則第10条の2では、地方自治体が独自に定めるものとされた固定資産税の課税標準の特例割合について法改正による規定の整備を行うものであり、そのうち現行の第3項の特別都市河川浸水被害対策法に関わる工事及び59ページの第24項の生産性向上特別措置法に関わる先端技術設備等の導入に関わる特例措置は項の改廃に基づき削除し、以下条項を繰り上げてございます。

59ページを御覧ください。第11条の2では土地、60ページ、第12条では宅地及び商業地、62ページ、第13条では農地に関わる固定資産税の下落修正を行う負担調整措置を令和3年度から令和5年度までの間現行のまま継続、また新型コロナウイルス感染症による環境変化を踏まえ、令和3年度に限り課税標準額が増加する場合の据置き措置などを規定するもので、詳細につきましては別に配付してございます資料の1ページ、1、固定資産税等をご参照願います。

67ページをお開き願います。附則第25条では、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除を控除期間13年の特例期間を2年間延長、また居住要件を1

年間延長し、令和4年とするものでございます。詳細につきましては、別配付資料の1ページ、3、個人住民税をご参照願います。

53ページをお開き願います。中段、附則第1条、施行期日は令和3年4月1日から施行する。

第2条では町民税に関する経過措置、第3条では固定資産税に関する経過措置、54ページの第4条では軽自動車税の経過措置を規定してございます。

以上、簡単ですが、ご説明申し上げました。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより承認第3号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第3号 専決処分の承認を求める件（中頓別町税条例の一部を改正する条例 令和3年3月31日専決）は承認することに決しました。

◎承認第4号

○議長（村山義明君） 日程第11、承認第4号 専決処分の承認を求める件（中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 令和3年3月31日専決）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 令和3年3月31日専決）につきまして、相馬保健福祉課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 相馬保健福祉課長。

○保健福祉課長（相馬正志君） よろしくお願いいいたします。議案71ページをお開き願います。承認第4号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年6月17日提出、中頓別町長。

72ページをお開きください。専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年3月31日。

条例は、中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

76ページをお開き願います。改正の要旨でございます。令和3年1月1日施行の個人所得税の見直し、給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除へ10万円の振替等に伴い、国民健康保険税の減税について改正するものであります。

国民健康保険税の軽減判定基準の引上げについて、国保税の7割軽減と5割軽減と2割軽減の判定所得の引上げについて、令和3年度から改正前、7割軽減の33万円を43万円足す10万円掛ける（給与所得者等の数引く1）に、改正前の5割軽減の33万円足す28万5,000円掛ける被保険者数を43万円足す28万5,000円掛ける被保険者数足す10万円掛ける給与所得者数等の数引く1に、改正前の2割軽減の33万円足す52万円掛ける被保険者数を43万円足す52万円掛ける被保険者数足す10万円掛ける給与所得者数の数引く1に引き上げるものであります。

74ページにお戻りください。新旧対照表でご説明いたします。課税額、国民健康保険税の減額、現行の第23条第1項第1号中の「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超えるものに限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超えるものに限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、現行の同条第2号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、現行の同条第3号中の「33万円」を、先ほど第2号で説明した改正内容と同じになりますが、「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改めるものであります。

73ページをお開き願います。下段の附則になります。附則、施行期日、第1条、この条例は、令和3年4月1日から施行する。

適用区分、第2条、この条例による改正後の中頓別町国民健康保険税条例の規定は、令

和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上で、簡単ではありますが、ご説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより承認第4号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第4号 専決処分の承認を求める件（中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 令和3年3月31日専決）は承認することに決しました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時46分

再開 午前11時00分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

◎一般質問

○議長（村山義明君） 日程第12、一般質問を行います。

本定例会では5名の議員から一般質問の通告がありました。

順番に発言を許します。

受付番号1、議席番号7番、細谷さん。

○7番（細谷久雄君） 皆さん、おはようございます。受付番号1番、議席番号7番、細谷でございます。それでは、議長のお許しをいただきましたので、令和3年第2回定例会に当たりさきに通告いたしました1点の項目につきましてご質問をさせていただきます。

持続可能な開発目標、SDGsについて教育長に伺いたいと思います。小学校では令和2年度の4月から新学習指導要領が完全実施され、また令和3年度から中学校でも新学習指導要領に基づいた教育活動が開始されました。新しい学習指導要領では、子供たちが持続可能な社会の作り手となることを期待して、生きる力を育む教育がより一層求められる。そこで、中頓別町の学校現場においてはこのような社会を生き抜く力を育む教育についてどのように取り組んでいるのか教育長にお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 教育長。

○教育長（田邊彰宏君） 細谷議員の質問に答弁させていただきます。

SDGsは国際連合が2030年に向けた国際的な目標であり、持続可能な世界を実現するための17のゴール、169のターゲットから構成されています。この17の目標を達成するための教育としてESD、持続可能な開発のための教育があります。端的に申し上げますと、SDGsは地域や社会、国や世界などが抱える様々な課題の解決に向けた目標と取組をすること、ESDは社会や世界の様々な側面を総合的に学習する教育、持続可能な社会の担い手を育むために地球規模の課題を自分のこととして捉え、その解決に向けて自分で考え、行動を起こす力を身につけるための教育です。この2つを組み合わせたものがESD—SDGsと言われるものであり、地域や社会、国や世界の様々な課題解決に向けてESDという教育において取り組むことを意味しています。新学習指導要領では、よりよい学校教育を通じてよりよい社会をつくるという目標を共有し、社会と連携、協働しながら未来の作り手となるために必要な資質、能力を育む社会に開かれた教育課程の実現を目指す教育活動に取り組むことが求められています。私は、この取組がSDGs、細谷議員の質問の中にありますような生きる力、これを育む教育そのものであるというふう認識しているところでございます。小中学校とも教科学習、社会科では資源、理科では気候変動等、総合的な学習の時間、ジェンダー、健康福祉、環境等、教科や学年の枠を超えた活動を通して主体的、対話的、深い学びとして間接、直接に取り組んでいると認識しています。これらの教育活動を通して児童生徒がそれぞれの発達段階に応じた世界への目を向け、問題を発見する力、必要な情報を自ら調べ選択する力、正解のない課題に立ち向かう力等が生まれ、中頓別町の未来につながることを強く期待をしているところでございます。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○7番（細谷久雄君） それでは、ただいまのご答弁を伺いまして、再質問させていただきます。

教育長は社会に開かれた教育課程の実現を目指す教育活動に取り組むことがSDGsにつながると認識しているようですが、文部科学省はESDを持続可能な社会づくりの担い手を育む教育として表現しており、1つ、人格の発達や自立心、判断力、責任感などの人間を育むこと、2つ目、他人との関係性、社会との関係性、自然環境との関係性を認識し、関わり、つながりを尊重できる個人を育むこと、これらの2点が重要と言っていますが、実際小中学校の子供たちにどのような形の授業、また行動を取ることが持続可能な社会づくりの担い手を育む教育なのか具体的に伺います。

また、新しい学習指導要領では、道徳を特別の教科として位置づけました。道徳はこれまで総合的な学習の授業でしたが、なぜ特別の教科になったのか、それもお伺いしたいと思います。

○議長（村山義明君） 教育長。

○教育長（田邊彰宏君） 最初のほうですけれども、具体的なSDGsの取組についてですけれども、細谷議員がお話しされた人格云々ということよりは、今具体的に小学校で取り組んでいる事例についてお話をしますけれども、小学校の6年生が総合的な学習の時間の中で今自分ができること、これを一人一人が課題として持っています。ごみであるとか水であるとか自然環境、これらのことについて今も活動中でございますけれども、自分はどうなのができるのだろうか、目標を立てる、それを実際に具体的に行う、そしてこうだったということ、夏休み明け以降になろうかと思えますけれども、発表するというようなことを考えています。もう一つの点を挙げれば、私が考えているSDGsというのはここに来る前、学校にいたときにはユネスコスクール、これがESDの中心でした。このユネスコスクールというのは何をやるかというのは、いわゆるSDGsの先取りのような形だったのですけれども、これをやらないかということでは言われたことがあります。ただ、それはやっていないのですけれども、一つ自分で考えているのは未来の中頓別町の予想図というようなものを考えてくれると前向きになっていくのではないかなというふうに思うのです。これは今私の思いで話をしますけれども、中頓別町の魅力を自分たちで発見する、周りと比較してみる、さらにこの魅力を発展するためにはどうしたらいいだろうか、それを討論する、それで一つの発表として持ってくる。これはまちづくりでやっているようなパターンと同じなのですけれども、子供の視点の中で未来予想図を考える、それを町の人に発表する。小学生の視点で考えて、小学生の視点の中でこのSDGsについて考えていく、こういうような取組が一つあるのではないかなと思います。中頓別町の未来完成予想図、こういうようなものを作成して、それができれば成人式等で自分たちはこんなもの考えたのだと、では実際はどうなっているのだろうか、そんなようなところまで発展していただけたらかなりこの教育の効果は出てくると思います。ただ、その中で人格云々ということなのですけれども、実際にそういうことをやるのが大きく意義があると思うのです。一人一人子供たち、小学校1年生から6年生まででは考え方もいろんなやり方も違います。やっぱり発達段階に応じてそれぞれ成長していくものだと思います。小学校のときに基礎をしっかりと身につけておくと、やはり中学校に行くときにさらに発展してきます。さらに、高校というのは、これは同じパターンなのですけれども、私はこのような形で考えております。

それから、もう一点、道徳をなぜ教科に入れたかということなのですけれども、これは時代の趨勢だと思います。やはりコロナ禍で、道徳は今まで教科としては認められていなかった。ここまで言うのは何かもしれませんけれども、高校は道徳というのは教科と特別活動の中でやるのです。特にないのです。小学校、中学校は道徳の時間というのがあります。その中でやっているというところもあれば、ちょっと言葉が違うようなところもあった。社会情勢が、やっぱり子供たちを取り巻く状況が我々大人としてあまり好ましくないような状況になっていった。その中で心を考える、自分を考える、相手を考える、集団を考える、美しいもの、なくてはならないもの、かけがえのないもの等々を考える、これを見

んなで考えていく。指導する教科として位置づけなければならないというような社会的な情勢があったということで、道徳が教科になったというふうには私は理解をしています。現在も道徳の授業は学校で行われています。特に道徳の授業について不平不満というのは聞いていません。教科書のほうも順調に使って行われています。1つの課題が終わると2つ、3つの質問項目があります。それを主体的、対話的、深い学びというような形で学んでいくわけなのですが、いずれにしても道徳の授業、子供たちが学ぶことによって心の涵養というか、より適切な方向に子供たちが育ってくれているということを期待したいと思っています。

以上でございます。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○7番（細谷久雄君） それでは、最後に一言教育長にお伺いいたします。

長年の中頓別町の教育長としての勤務、お疲れさまでした。田邊教育長の出会いは、私にとってはかけがえのない宝物、思い出となりました。本当にありがとうございました。これからは江別に戻り、お孫さんと毎日楽しみながらいつまでも元気でいてほしいと私は思います。教育長は今年の教育行政執行方針で子供は町の宝であり、学校はまちづくりの礎、こども園、小中が施設整備を含めて一体的に取り組む一つの中頓別学園として英語力と生きる力を一貫して学び、世界に貢献する人材を育てたいと考えていますと述べられました。今日をもちまして議会での私との一般質問のバトルは今日で終わりになりますが、田邊教育長に伺います。中頓別の町、どうでしたか。そして、6年間子供たちと付き合いでどのように感じたのか、それを最後にお聞きして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（村山義明君） 教育長。

○教育長（田邊彰宏君） 身に余るお言葉を頂戴しまして、大変ありがとうございます。一番最後に話そうというふうを考えていたわけでございますけれども、細谷議員からは教育に関わる一般質問をほとんどいただきまして、私として大変勉強する機会になったと深くありがたく頂戴しているところでございます。中頓別町で6年間この職を務めさせていただきまして。正直申し上げて、教育長というのは私はどのような職業か、職務なのかははっきり分からないでこの職に就いた。その中でいろいろと教育長の職務について勉強させていただきました。それは、やっぱり皆さんからの一般質問、これが一番の勉強の機会でした。最初のこの答弁用紙があるときには問題ないのですけれども、やはり再質問、再々質問でどのようなことが来るか、どのような質問が来るのだろうかというのを予想しなければならぬ。これが一番の私の勉強の機会だったと思います。中頓別学園、英語力と生きる力というふうには細谷議員は先ほどお話しされましたけれども、私としては体力、森のこども園、これも入っているわけなのですが、この2つが大きな柱となって、今相座園長が行っている森のこども園と英語で遊ぼう、これが小学校、中学校と核、柱になって伸びていく、これを目指しています。小学校も運動会で英語の障害があるようなこ

とをちらっと聞きましたけれども、これは英語と体力がまさに一致したものではないかなと思っています。それで、集大成としてハワイに行くことを考えているわけなのですけれども、やはり英語というのはこれからの世界ではなくてはならないものだと思います。そんなこともあって、英語には力を入れなければならないということ子供たちのほうにも間接的にやっているわけなのですけれども、愚痴を言えばやはり本町の教育方針を教員がどこまで具体的に理解してくださっているのか、その部分については相座園長に今後いざないたいというふうに思っていますけれども、いささか不満もないわけではありません。

自分も放課後子どもプランと塾に携わっていました。正直申し上げて、一番楽しかったのは放課後子どもプランで子供たちに勉強を教えているとき自分は先生だなと思いました。今は英語もやっているし、国語もやっているし、社会もやっているし、算数もやっているわけなのですけれども、その中でちょっと余談を言うのです。そのことが子供たちの見目がくっとうこういうふうに来るのです。その瞬間が何ともたまらない。残すところあと2回となりましたけれども、何かもっとやりたいなという気持ちはないわけではないのですけれども、非常にやっぱり子供たちと一緒にいる時間というのはすごく楽しい時間でした。そして、運動会、学芸会、去年はほとんど行けなかったですけれども、やっぱりあの中で一生懸命体を動かす、お父さんやお母さんの前で思い切りパフォーマンスをする、これに尽きるものはないと思います。塾のほうは相座園長、それから大島副園長でやっていますけれども、塾はちょっと形が変わるのですけれども、勘違いしてもらいたくないのは塾で勉強の、学習の能力を上げようという考え方は私はあまり好きではないのです。やっぱり一番大切なのは授業なのです。そこで力をつけなければならないのです。そこではないような勉強をさせるのが塾なのですけれども、塾に行ったら勉強するのだろうというふうに思っている方もおられるかもしれませんが、自分自身はやっぱり学校の授業が一番大切なのだ、だから授業を一生懸命やってもらいたいと、そういうふうに思うのですけれども、ただ塾は塾で結構これも楽しい。子供たちは学校とは違う雰囲気、我々3人でやっているわけなのですけれども、何となく楽しそうな雰囲気もあります。今二十何人来ていますけれども、最初塾はどうだというふうに言われたときには講師がいないよと思ったら自分でやるしかないのだということで、自分もやったわけなのですけれども、やっぱりこれも楽しい。子供たちにいつも言っているわけではないのですけれども、私が言われた言葉の中で親孝行と勉強にし過ぎはない。ただ、親孝行しようと思ったときには……、勉強をやり過ぎだと言われたことは一度もない。でも、子供たちにはいつも言っているわけなのですけれども、とにかくにも勉強して、ではそれが何になるのだということ、これを側面的に理解させていきたいというふうには考えていたわけなのですけれども、まだそこまではいっていないかなというふうに思います。ただ、子供たち、英語の勉強しましたし、理科の勉強もしますけれども、やはり知識として学校ではないような形で指導してもらおうということに対しては非常に楽しい時間になってくれたのではないかなというふうに勝手に思っているところでございます。

ちょっと長くなりましたけれども、7月1日にこの町を離れたいと思いますけれども、6年間この町で過ごさせていただきまして、非常に私にとっては住みやすい町でございました。ただ、一般質問で何が来るかという時間はつらい時間もありましたけれども、今となってはいろんな質問、まだ残っていますけれども、そんな思いでいっぱいあります。とにもかくにもこの美しい自然というのはホルスタインが牧場で草を食べている風景、これが私にとっては一番の印象でした。

それから、余談になりますけれども、私はピンネシリ山に101回登頂しました。これは、自分にとって一つの勲章だろうと思います。その中で熊の痕跡も十分に発見させていただきました。

ということを申し上げまして、以上とさせていただきます。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○7番（細谷久雄君） これで私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（村山義明君） これで細谷さんの一般質問は終わりました。

引き続き、受付番号2、議席番号5番、東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 東海林です。1点質問させていただきます。

浴場黄金湯の経営支援について伺います。黄金湯は平成23年、民間、いわゆる渡辺由起子氏の経営で、渡辺氏の人柄により多くのボランティアに支えられ、今日に至っています。ちなみに、令和2年、営業日数270日、利用者数、大人5,768名、子供358名、1日平均利用者数22.7名となっています。この施設の存続が経営者の大きな課題となっていることが分かりましたので、この課題を調査したところ、次の4つほどが観点として挙げられます。まず、施設設備の老朽化でございます。機械設備については、ほとんど限界の状況だということです。2つ目には公衆浴場法施行条例の改正による厳格化であります。これは北海道公衆浴場法施行条例が厳格化されました。これは昨年であります。このことによっていろんな規制が強化されたということも経営の悩みという形になります。次、3つ目にはボランティアの高齢化とありますが、これはいわゆる燃料となるまきの関係のボランティアであります。当時70歳だった人も10年たって当然80歳になるわけで、そういった状況になって、なかなか動きが取れなくなったということです。最後に、経営の困難性からくるモチベーションの低下、これが一番問題だと思っております。以上のことから、今後の存続について大きな困難を抱えて苦慮しています。一方、多くの町民は黄金湯の存続を望んでいます。公衆浴場としてだけでなく、まちづくり活動の拠点としての期待することも大きく、この町にとってはなくてはならないものとする人たちも多くいます。町理事者として黄金湯のこれまでの評価、今後の存続についてどのように考えているかお伺いしたいと思います。

○議長（村山義明君） 町長。

○町長（小林生吉君） 東海林議員の銭湯黄金湯の経営支援についてのご質問にお答えしたいと思います。

町が一応閉鎖した銭湯、黄金湯を復活させたプロジェクトはコミュニティーレストランを含めて銭湯を核に小規模なスペースを多機能に活用し、町民の交流、高齢者の居場所づくり、障がいのある方の雇用などの役割を果たすとともに、まきを活用した脱炭素社会への提言、元気な高齢者などがまきボランティアとして活躍するなどまちづくりの活力を生み出してきたと評価というよりも本当に心から感謝をしているところです。今秋で閉鎖するというので、私のところにも複数の町民から存続できないかというお問合せを受けています。町の建物を貸与していますが、基本的には民設民営の公衆浴場ですので、事業者の考えを尊重した上で利用者が閉鎖することで困らないための対策を検討したいというふうに考えています。一方で、同じ年に建設されたピンネシリ温泉についても同様に施設の限界を迎えています。2つの入浴施設が同時に限界を迎えていることから、現在庁内関係各部署ごとに現状と課題、今後どうすべきかということについて検討しているところであり、近くそれらを集約した上で、今後の方向性をお示ししたいというふうに考えているところでもあります。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 再質問させていただきます。

町長のこの答弁については、期待どおりの内容かなと。この程度しか出てこないだろうと思っていました。私は、できたら経営者に対する支援というもので、その観点で質問させていただいたのです。この件については昨年からいろんな人から話が来て、東海林さん、何とか議会としても取り上げてもらえないかというお話もありました。ただ、いろんな意味で私も調べたりして、町、市町村が公衆浴場の維持のためにどういった支援をしているかという実態も少しずつ分かってきておりますけれども、ただここで町長、私が非常に残念に思ったのは、渡辺氏に今月に入ってから改めて私の調査したことも含めて確認していましたところ、実は全く限界が来たと、経営に。それで、経営が限界に来た要因の一つは設備が限界に来たと。これを指標を持って整備し、経営を継続するというのは困難になったと。できれば、もし設備が10月10日までもつのであれば、10月10日が浴場の記念の日になるのだそうです。それで、10月10日まで設備がもてばそれまでは続けたいと。続けられたら10日で終了したいという考え方になったようです。そこで、私はこれは困ったなと。経営している方に町がそれなりの支援をすることによって継続できるのであればという思いでやった質問でしたけれども、全く観点を変えなければならなくなった。それで、渡辺さんは私はこの町が好きだし、この町の地域づくりに協力したいという思いで、公衆浴場という経営の形態になるけれども、そのほか食事どころのトントン、それからそこから発生するいろんな地域活動、そういったものについてはこれからもこの町のためにやれることがあったら続けたいと。ただし、銭湯のほうは限界が来たと、こういうことでございます。

そこで、町長に改めて伺いたいのは、これはまた町長は知っていたかどうかは分かりませんが、かつてやっぱり町が経営していた時代がありました。何年前だったか。町

が管理委託を受託していただいて、年間240万円ほど出していた時代がありました。これは、施設設備費以外のものです。そういった時代も考えると、ここで設備が、施設が、建物も相当傷んでいます。そこで、これでできないということになって、町としてはやむを得ないという形にするのか、ちょっと待て、もし経営を誰かがやってくれるのだったら公衆浴場としては残したいと思うのか、まずその辺町長の考え方を伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） まず、2つに分けて考えなければいけないかなというふうに思っておりまして、1つは町の中での入浴施設です。これは先ほども答弁申し上げましたけれども、今黄金湯もありますけれども、同じ年に造られたピンネシリ温泉がありまして、こちらも同じように施設の限界を迎えています。こういったようなことから、果たしてこの先これらの両施設をそのまま廃止して終わるのか、廃止という形で終わっていいのか、何らかの形で町民が入浴できるような、そういう場を持って、造っていくようにするのかというようにまず大きな方向性としての議論が必要なのかなというふうに思っています。それで、そこに何らかの入浴のある、できる施設がやっぱりあったほうがいいという話になっていったときにピンネシリ温泉をそれまでどうするか、黄金湯のほうもそれまで続けていただく方向で考えていただくのかというようなことなどを考えていく必要があるのかなというふうに考えています。今、先ほど申し上げましたけれども、行政、各部署ごとに所管する役割から今後の入浴施設の在り方等について意見を出してもらって、それを集約しています。まだ最終的なまとめまで至っていませんけれども、基本的には町民の方のためにも規模は小さくともほかのいろんな機能と併せ持った入浴できる施設はやっぱり新たに考えていく必要があるのではないかというのが大方の意見になっているかなというふうに思います。その辺りをさらに詰めた上で、また議会にもお諮りをして、町民の皆さんにもご意見を伺いながら取り進めていきたいというふうに思っています。問題は、その間、既に議会のほうにもご説明させていただいていますけれども、ピンネシリ温泉もいつ壊れてしまうか分からないというような状況を延ばし延ばしやっていますけれども、あと数年のうちにやっぱりそれも限界になるだろうというふうに思っています。黄金湯の施設や設備についても町のほうで今の状況を確認させていただいていますけれども、数十万円、あるいは100万円ぐらいの修繕をすれば数年間ぐらいもつぐらいの修繕まではできるのではないかなというようなこともあります。ただ、いかんせんこれは民間の方の運営ということもありますので、また町のほうでということには、だけでということにはなりませんけれども、そこまで存続を望む町民の声もございますので、町としての役割ということが何らかの形で果たせるのであれば、そういったことも含めて協議、検討していきたいなというふうに考えているところです。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 再々質問をさせていただきます。

町長、ピンネシリ温泉との関連を言っておりますけれども、この件についてはピンネシ

り温泉は関係ないです。温泉が潰れようと新しく造ろうと、それは温泉は温泉として町の福祉施設としての観点で考えなければなりません。ただ、公衆浴場、これは単に浴場としての存在感だけ見て評価しているのだったら、これは大変な間違いだと思うのです。私は公衆浴場自体が少なくとも交流の場であったり、そこからさらに地域づくりに発展させたという、これは渡辺氏の力量というか、人柄によるものでありますけれども、その辺もやっぱり評価してやらないと駄目だし、厚生園の利用者を2人もあそこで雇用しているわけです。雇用の場としても非常に大事だし、貴重な存在なわけです。そういったことも考えたら、基本的にはできるだけ今の経営の流れを維持して、継続すべきものだろうというふうに私は観点として置いております。ですから、はっきり言ってこの後は町が施設整備を十分行って、誰かに改めて管理委託するという形を取れないものか。それを一番みんな望んでいるのです。そして、渡辺氏はそういう形になったら幾らでも協力させていただきたい、今までどおり協力させていただきたいと。自分が経営するというのではなくて、誰かが管理委託を受けてやるとしてもその人を援助したいという言い方をしています。もしそういう町が決断となって、継続できるようになれば何かやりたいという人もちらほらいるような話も聞きました、そういうことになれば。そういった、まだ不確実な内容ではありますが、町の覚悟がどの辺にあるのか。もう潰れても仕方ないと思うのか、何とかして継続してやりたいと思うのか。私は、継続すべきという観点で質問させていただきます。再度、ピンネシリ温泉の利用のこともさることながら、関連ないとは言えませんが、公衆浴場としての、そして交流の場としての黄金湯をどうこれからできるのか、しようとしているのか、もう一度確認したいと思います。

○議長（村山義明君） 町長。

○町長（小林生吉君） 最初の答弁でも申し上げましたとおり、黄金湯の果たされてきた役割については私としても高く評価をしておりますし、本当に町民を代表する者としてその活動に対して経緯と感謝の気持ちを持っております。今後につきまして今軽々に申し上げることはできませんけれども、庁内の意見を取りまとめた上でもやはりこれまで果たされた役割やこれまで持ってきた機能、そういったものが、今後も引き継がれることが望ましいという意見も多くあります。そういったことを踏まえて、私としてはやはりこれから、今これだけ人口も減っている状況の中で、町にとっての必要ということ、入浴のことだけではなくて、考えながら、黄金湯が果たしてきた役割やこれからそういう浴場などと複合的につくっていったらいい、例えば防災であるとか、そういったような拠点になるというようなことも含めた多様な意見が庁内からは出ています。そういったことも含めて今後に向けた検討をしていきたいというふうに思っています。黄金湯が果たされてきた、黄金湯そのものか、あるいは黄金湯が担ってこられたそういう良さ、役割みたいなものがいずれかの形で将来も残っていく、そういったことができれば一番望ましいのではないかとこのように思っています。また改めて検討した上で、いろいろご相談させていただきたいと思っております。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） ありがとうございます。

最後に、お願いになるのですけれども、私の思いはこの10年間渡辺由起子氏は町を思ってまちおこし、まちづくりという観点で始めたこの事業を、10年間本当に私財をなげうってやってきたこの行為に対していろいろな援助は町はさせてもらいましたけれども、この努力はひとつなるべく継続できるように配慮していただきたいものだと思います。同時に、1日利用者が約23人、1.4%、人口の。これは札幌に置き換えたなら2万5,000人が1日利用しているのです。そういったこの町の利用者の多くの方々のためにも今後ともご配慮いただければ幸いです。よろしく願いいたします。

○議長（村山義明君） これで東海林さんの一般質問は終了いたしました。

引き続き、受付番号3、議席番号1番、高橋さん。

○1番（高橋憲一君） 受付番号3番、議席番号1番、高橋でございます。今の東海林議員の質問とほとんど重なってしまう。私からも黄金湯の渡辺さんのこれまでのご努力に対して敬意を表したいというふうに思っているわけでありまして、ただあまりにもやはりある意味では無理をされているという感じは私なんかは非常によく受けておりまして、心配もしているところでありました。この間、1か月、2か月ほど前に休業されるというような話を、他人からですけれども、お聞きして、心配をしているところでございますけれども、今の東海林議員の話もありましたけれども、町長からの答弁もありましたけれども、これからどうなるかというのはまだ不確定なところがあるかと思っておりますけれども、一時的にでももしお休みするというようなことになれば、私からはできればピンネシリ温泉の利用ということで夜間の入浴、そのためのサポートとして送迎ができないかということでお伺いをしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（村山義明君） 町長。

○町長（小林生吉君） 高橋議員の町民の入浴環境の支援についてのご質問にお答えしたいと思います。

ピンネシリ温泉の無料送迎につきましては、指定管理者が収益向上のため火、木、土曜日の週3回で実施しておりますが、利用者は令和元年度1,358人、令和2年度1,246人、1回当たりで約9人の利用となっております。黄金湯が利用できなくなる場合の送迎などの対応につきましては、庁内関係部署及び指定管理者と協議の上で検討をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 高橋さん。

○1番（高橋憲一君） なるべく町民が不便にならないように検討いただいて、お願いをしたいというふうに思います。

私の質問を終わります。

○議長（村山義明君） これで高橋さんの一般質問は終了いたしました。

引き続き、受付番号4、議席番号4番、宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 受付番号4番、議席番号4番、宮崎です。新型コロナウイルス感染対策の状況について伺います。

新型コロナウイルスの国内新規感染者数等については、4月に入るまでは一時的な減少傾向も見られましたが、大方の予想どおりゴールデンウイークの前後を境にその状況は一変しました。東京都や大阪府などの首都圏においてはもちろんのこと、沖縄県や緊急事態宣言の対応が遅れたここ北海道では感染者数等の過去最多を大幅に更新し、札幌市では自宅療養者の死亡が確認され始めるなど過去最も悪化した状態に陥り、北海道はワクチンの接種率も低いと報じられています。中頓別町では5月8日から65歳以上を対象としたワクチン接種が開始され、5月末までに75%以上の方が1回目の接種を終えているとのこと、医療従事者等についても先行接種などが行われていると思いますが、その割合についてはいかがでしょうか。これは決して強制ではないので、どの対象においても接種を希望しない方はいると思いますが、それも含めどのような状況でしょうか。

町からのお知らせによると、6月中には全ての対象者が接種を始められることになっており、現在は全てファイザー製の同じワクチンが使われていると思いますが、今後のワクチン供給や接種スケジュールの見通し、在庫状況やこれまでの副反応等についてはいかがでしょうか。

各地で問題となっているワクチン接種のキャンセル対応については問題なく行われているか。対象者以外への優先接種などは行われていないか。加えて、再度北海道全域に対する緊急事態宣言が発令されたことなどから、町も防災無線等で行動自粛などを再度呼びかけていますが、行政内ではどのような対応が取られているのか、この点についても改めて伺います。

また、急遽年度末に前年度予算の中から一律で20万円の支援金を飲食店に支給するとの考えが示されましたが、議会の中でも不公平との意見がありました。どのように実施されたのか。他の民間事業所や町民に対する支援の考え方についても伺います。

○議長（村山義明君） 町長。

○町長（小林生吉君） 宮崎議員の新型コロナウイルス感染対策の状況についてのご質問にお答えしたいと思います。

優先接種のうち医療従事者、病院、歯科診療所、薬局、消防が対象でありますけれども、医療従事者については4月後半から接種を開始し、69人のうち希望する55人が接種を受け、うち53名が既に2回目も終了しています。また、高齢者福祉施設の職員108名、学校、こども園等の職員76名については今月19日から接種が始まる予定ですが、ほとんどが接種を受けることになると見込んでいます。ワクチンは段階的に国から供給されていますが、6月20日に3回目の配分があり、16歳以上の町民が接種できる分、2回接種2,990回分を確保できる見通しとなっています。スケジュールでは基礎疾患のある方は5月25日、60歳から64歳の方は6月7日から予約を開始し、6月19日から接種を行います。残る16歳以上の方は6月14日から予約を開始し、6月26日から接種

を行う予定となっています。行政報告で申し上げましたけれども、今16歳以上の町民の方の接種及び予約までいっている方が76.6%というような数値になっています。集団接種日に都合がつかないという方もいるので、国保病院での個別接種での対応を組むなど接種を希望される方が7月末までに2回目の接種を終了できるように調整を図る考えです。それでも調整がつかない方や事情によりそれ以降の日程で接種を希望される方もいると思われるので、新たに7月末から8月にかけて集団接種日を追加するほか、国保病院での個別接種での対応を含めて希望する全ての町民ができるだけ早く接種できるよう対応していく予定であります。

ワクチンの在庫状況ですが、さきに述べたとおり、20日には16歳以上全ての対象者は確保され、国保病院の超低温冷凍庫での保管となっています。報告しなければならない重い副反応は現在のところ薬疹反応があったという1名の方のみで、この方については2回目の接種を控えています。キャンセルへの対応では、予約接種の際に日程変更の可否を伺って調整してきたほか、優先接種対象である高齢者施設の従事者に受けていただくことで対応をしてきました。なお、対象者以外の方の優先ということは接種は行っておりません。

北海道の緊急事態宣言の発令に基づき職員による町民周知チラシの全戸配布を5月18日及び6月2日に実施しておりますが、職員につきましても基本的には住民へ周知しました事項を最低限の行動とし、さらに北海道から示されました不要不急の範囲外での他市町村への往来自粛、出張の原則中止、20時以降の超過勤務の原則自粛、事情による特定措置区域への外出における事前相談及びその後のテレワークの実施、他町村からの帰省者の受入れも原則自粛など地方公務員としての自覚を持った行動をお願いをしております。また、テレワークを実施するための端末環境がまだ整っておりませんが、テレワーク等推進委員会を5月17日及び6月1日に開催し、できるものから業務継続計画の検討も踏まえながら実施をしてきております。さらに、感染防止スクリーンの追加や職員玄関での検温装置の設置、ウェブによる会議の参加など様々な感染防止対策を模索し、行っているところであります。

支援金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の中で年末年始や歓送迎会等の会食の自粛が呼びかけられたことから、特に町内での飲食店においてその影響が大きかったと認識をしております。このことから、商工会とも相談し、過去2年間の売上げ等の状況を考慮し、支給要件を設定し、支援を実施したところであります。また、本定例会に提案させていただいておりますが、商工会からの要望を受け、全町民に対して町内の商工業事業所で利用可能なクーポン券配付事業を実施し、地域内での消費拡大を図りたいというふうに考えております。その他の地域経済対策としましては、今年度のプレミアム商品券発行事業補助に対して特に新型コロナウイルス感染症の影響による対策分として補助額を上乗せすることとしており、地域経済活動の活性化を期待しているところであります。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） それでは、お昼になるまで再質問のほうに入らせていただけたらなというふうに思います。

この新型コロナウイルス感染症については、感染が拡大し始めた昨年の3月から1年間私はこの新型コロナウイルス感染症に関する質問を定例会のたびにその対策等について伺ってきました。今回で優に1年を超えるわけですけれども、それぐらい人類とこのウイルスの闘いも長引いているということになると思います。その中でも今年3月、前回の定例会から先月5月いっぱいぐらいまでの状況というのが北海道にとっても最も悪化した状態で、中頓別町でも、行政報告でもありましたけれども、初めて感染者が確認される。それほどこの宗谷管内においても恐らく最も長く、多く連日のように感染者の確認が続いていたかと思います。やっと今月、この6月に入る前ぐらいから再度新規の感染者についてはかなり減少してきたように見えるのですけれども、そういう中でも例えば死者については過去最多クラスという日があったり、札幌市などでは今も医療体制の逼迫が続いていたり、昨日でいうと東京では新規感染者が増加に転じるなど、まだまだ予断を許さない状況にあると思います。ちょっとある知事が残された最後のカードは蔓延防止措置しかないという対応で、かなり批判されておりましたけれども、私は一番必要なのは緊急事態宣言でも蔓延防止措置でもなく、やはりワクチン接種の推進であるということから、今回については主にワクチン接種の状況について質問させていただきました。

その辺について再度何点か伺いたいと思います。まず、ワクチンのスケジュール的なところで、6月14日、今週の月曜日の時点で対象となる方全員が予約できる状態になったということになるかと思います。今日でそれから3日ほど経過しているので、恐らく接種を希望される方の多くについては既に2回目、または1回目の接種を終えているか、最低でも1回目、2回目の予約をされているという状況にあるのではないかと思います。本当に65歳以上の方については1回目で、前の段階ですけれども、75%以上ということだったので、2回目についても同じような感じでしょうし、医療従事者の方々についても同じぐらいの割合というようなご答弁だったかなと思います。中頓別町でいうと対象者でいうと約1,500人に対して、今受けている予約の状態とかも含めると現状町全体で接種される割合は何%ぐらいになるのかというふうにまずお伺いしようと思っていたのですけれども、行政報告と先ほど町長のご答弁の中でも76.6%というご報告がありまして、すみません、ちょっと私が聞き漏らしているかもしれないですけれども、今私が言ったような現時点で予約されている若い方の分も含めて町内の対象者全体の割合からすると76.6%の方が接種を受けたか受ける予定になっているということで、これは確認だけ再度させていただけたらなというふうに思います。

また、逆に様々な理由で接種を希望されないという方もいらっしゃると思うのですが、これについては例えばこういった理由で希望されないのか。もし把握できていたことなどがありましたら、差し支えがない範囲でお聞かせいただけたらなというふうに思います。

また、それぞれにいろんな事情などもあると思うのですけれども、今予定されているこのスケジュール、現時点では遅くても8月というような日程だと思うのですけれども、こういう日程での接種は難しいという方も中にはいらっしゃるのか。それと、今供給されているこのワクチンの期限の問題とかもあると思うのですけれども、8月以降についてはどのような形になるのか。それ以降についても接種を受けることというのは物理的に可能なのか。その後の見通しなどもあれば伺いたいと思います。

加えて、ワクチン接種の対象についてなのではあるけれども、現状では中頓別町でも16歳以上ということになっていると思いますが、これを12歳以上に拡大する動きもあると思います。現状ではこれはファイザー製のワクチンに限定されているようではあるけれども、もしそうなったとしたらまたスケジュールの関係なども変わってくる場所があるかもしれませんが、この対象年齢に関する今後の動きに関して何か情報などは現時点であるのか、それについてももしあれば伺いたいと思います。

それと、ワクチンそのものの、今ファイザーと言いましたけれども、製造元についてなのではあるけれども、こちらのほうに供給されるのは今申し上げたファイザー製のものだというふうに思っていたのですけれども、何か一部の方についてはほかのモデルナとかになるのか分からないのですけれども、ファイザー製ではないワクチンが使われているのではないかとこの話がちょっとあったものですから、この点についても確認させていただけたらなというふうに思います。

また、今日非常にタイムリーだったなというふうにも思うのですけれども、昨夜速報で沖縄県以外への緊急事態宣言を20日で終了するというニュースがありました。これにより21日以降は北海道も7月11日までですか、蔓延防止等重点措置に移行するということになると思うのですけれども、オリンピックの開催なんかも現実味をかなり帯びていると思いますので、やっぱりその前ぐらいからはまた同じような状況になるかもしれないというような予測もあると思います。この点行政内部での対応であるとか職員の方々の行動制限についても、最初のご答弁でもお答えいただいておりますが、21日以降は、いわゆる蔓防、どのような対応や制限になるのか。今より緩和されることになると思うのですけれども、町内消費の活性化を図っていけるような状況になっていくのか、こういった点についても伺いたいと思います。

それで、影響を最も受けているとされる町内飲食店への後段の支援金についてですけれども、過去2年間の売上げ等の状況を支給要件にしたということで、金額については議会への説明があったときの内容と同じ、基本的には一律20万円ということで実施されたのかなというふうに思います。支給総額でいうと230万円ということだったかと思うので、件数でいうと12件ですか。20万円が11件と1件についてはまだ創業から間もないということで10万円、ただこれについては飲食店のみに対する支援であって、この点についても議会の中でも不公平ではないかという意見もありました。飲食店への影響のあおりを受けている事業所だったり、それ以外でも根本的にコロナ禍の影響を受けている事業所

というのはあります、町内でも。それについては牛乳券であるとかクーポン券、プレミアム商品券、あと感染対策用品等への補助というのもあったかと思いますが、こういったことで活性化等を期待されているということかと思いますが消費活動というものを本物に戻していくためには今受けられるワクチン接種というのがやっぱり重要であって、この点幾つかの自治体で実施されているのですけれども、ワクチンの2回接種後に地元で使える商品券などの特典というのがとても理にかなっているなというふうに私はそういうニュースを見て感じました。これは、例えば昨年も実施されて、今予定されている乳製品等の購入に使える牛乳券であるとか、今回の補正予算のほうで提案されている商工会の加盟店等で使えるクーポン券というものの配付をワクチンの2回接種を終えた方とかワクチン接種によってリスクが高くて物理的に接種できないという方であるとか、2回目の接種を見送る必要がある方とか、つまり接種できるけれども、受けないという方以外の方に配付するかというようにすると受けないという方の中でも受けるという人が出てくるのではないかなと思いますし、この牛乳券とクーポン券について7月10日ぐらいから手元に届き始めるような形だと思うので、これからそのように対応するのは難しいということであれば、また新たに接種できるけれども、受けないという方以外の方への特典を設けるであるとか、少しでも多くの方にワクチンの接種を受けていただけるような取組も今後の町内経済の活性化につながってくると私は思いますので、この点も含めて再度伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

一般質問を続けます。

町長。

○町長（小林生吉君） ちょっとお昼で時間が空いてしまったので、答弁漏れがあったらご指摘ください。

まず、受診申込みの状況ですけれども、確認をさせていただきたいと思いますが、一応対象者が16歳以上1,495名おまして、今段階で接種済み及び申込み済みの町民が1,146人ということで、76.6%の方が接種または申込みをしていただいているという状況にあるということでもあります。

それと、接種をされない理由については様々ですけれども、基礎疾患等があって、お医者さんから止められているという方もいらっしゃるし、今後受診の機会にお医者さんに相談した上で、その後受けるか受けないか判断したいという方もおりますし、現在入院中という方もいらっしゃいます。あとは、一部ですけれども、やっぱり副反応のこと等もあって、心配なので、受けたくないという方も若干いらっしゃるかなという状況になっ

ているかと思えます。先ほど申し上げましたように、7月には一応日程さえ合えば皆さんお受けいただける状況にありますけれども、今言ったように、今後受診機会にお医者さんと相談した上で受けたいか手術を控えて、その後やりたい、受けたいというような方もいらっしゃるので、8月以降も希望される方が接種できる対応を取っていきたいということになります。

あと、今12歳以上の方の接種についてもクーポン券の発行をして、受診していただけるようにしていきたいというふうに考えています。フルに皆さんが申し込めばその人数までちょっと7月中にさばけないかもしれませんが、全員でないということを想定すると、一部の方については7月中にも受けていただけるような形になるのではないかとこのように思います。ただ、12歳の方については12歳の誕生日が過ぎてからでないで打てないのです。だから、今後例えば3月になって誕生日を迎えるという子がいれば3月でないと受けられないというようなこととなりますので、そこまで、病院での個別接種が中心になるとは思いますけれども、接種できるようにやっていきたいと思えます。

そこで、課題となるのがワクチンなのですけれども、ワクチンも超低温の保存をしていても保存期限がやっぱりありますので、ワクチンの供給の問題については今後道保健所のほうと調整を図りながら必要な分を確保して進めていくという形になるのではないかとこのように思っています。

あと、ワクチンの製造元ですけれども、自治体での接種、少なくとも本町での接種については全てファイザー製で、モデルナの使用はないという、見込みはないということです。

あと、緊急事態宣言から蔓延防止等重点措置への移行に伴っての対応ということでありまますけれども、基本的には全部を緩めるということにはならないというふうに思えます。まずは、道のほうからも札幌市とそれ以外の地区とかどうするかという具体的な対策は示されておりませんので、その辺は明日になるのか週明けになるのか、情報提供を受けた上で本町としての対応を図っていききたいというふうに思えますけれども、やっぱり基本的にはワクチンの接種がある程度7月末までということもあるので、少なくともそこは一つの目安になるとは思いますし、それ以降も全国のワクチンの接種状況、とりわけ先日のニュースだと北海道が接種率、全都道府県最低というような状況もあるので、その辺り中心となる札幌市の接種状況を見ていかなければ軽々に往来をできるような状況にならないのかなというふうに思えます。しっかりそこは対応を図っていききたいというふうに思えますけれども、あと最後の質問とも若干絡むのですけれども、だからといっていつまでも地域の経済を冷やしておくというわけにもいかないと思えますので、この間も商工会各加盟店の皆さんはさらに感染対策の徹底ということをやっていますので、そのことを踏まえて町内の経済を活性化するための動きというのもやっぱり同時につくっていかねばならないのではないかなというふうに思えます。

それと、最後飲食店への町独自の支給の関係でありますけれども、いろんなご意見があったかもしれませんが、年末年始、それから3月、4月の送別会、歓迎会等がほと

んどできないという状況の中で、飲食店での収益、売上げの減というのはやっぱり顕著だったのかなというふうに思いまして、急遽でしたけれども、やらせていただいています。不公平感というところも拭えずあるのかもしれませんが、今後のクーポン券や商品券の配付事業、それらもどういう効果があるかを見極めながら、さらに町経済のために足りないところがあれば商工会とも協議をして、追加策も含めて考えていくようにしていきたいというふうに思います。

あと、接種とインセンティブというか、特定の問題について、ちょっと私も全く想定していなかったところもあって、スケジュール的にそこはできないかなというふうには思うのですけれども、今申し上げたとおり、強制はもちろんできませんけれども、接種の呼びかけは重ねて行っていきながら、別に地域経済の振興というところには手厚くなるように配慮したいというふうに考えておりますので、そういったところでご理解を賜ればというふうに思います。

もし答弁漏れがあれば教えてください。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 答弁漏れはありません。全てお答えいただいています。できればユニークな、ワクチン接種について何か考えられたらいいなというふうには思ったのですけれども、個別にやっていけるかどうか分からないですけれども、呼びかけとかをぜひしていただきたいなと思います。

再度ちょっと一、二点またお伺いさせていただきたいのですけれども、先ほどの質問のほうで接種を希望されないとか控えられているような方の理由で、なるほどなという理由ばかりだったなと思います。医師から止められているとかまだ相談していないとかというようなことが、ちょっとそれと似ているかなと思うのですけれども、接種を控える要因の関係で、町のほうで把握されているか分からないのですけれども、例えば妊娠されている方、妊婦で取りあえずそういう状況なので控えるという方もいらっしゃるようで、これ世界的にもまだ症例的なものが少ないからなのか、さっきのお医者さんから止められているなんかもそうだと思うのです。かかりつけの病院のほうでも特に最低限、妊娠初期であるとか超初期と言われるような時期については最低でも避けたほうがいいというふうに言われたりしているみたいなのですけれども、この点町のほうのワクチン接種の案内のほうとかでも明確なものはなかったような気がするのですけれども、町のほうではどのように対応されているのか。この点に関する見解等を何かお持ちでしたら、これについても再度伺いたいと思います。

それと、もう一点は行政内の対策、対応であるとか職員の方々の行動の制限であるとかというところで、行動制限のところではちょっと聞くところによると微妙に役場の中でも部署によって何か違いみたいなものがあるのですか。何か部署によっては例えば場所とか時間とか人数であるとか、そういうのが適当であれば同居家族以外の方、町外に出ていない、町内の方とかということかもしれないですけれども、同居をされていない方とでも一緒に

例えば外食をしたりとか、そういうのを、そこまで制限していないというところもあれば、同居している人以外との会食は緊急事態宣言中とか、蔓延防止のときがどうだったか分からないですけども、そういう行為については厳しく制限しているというところも何かあるようなふうにならざるを得ないところなのですけども、ここまでのこういったコロナ禍の影響のようなものが少なからずあったかどうか分かりませんが、少し前、この間にでも商工会の事業者なのですけども、廃業されたところがあります。先ほどちょっとお昼も話に議員の中でなったりしましたが、近いうちにほかにも廃業するところがあるのではないかという話も出てきています。このような中で町内の商工事業者の状況について町としてもやっぱり気にしていく必要なんかもあると思いますし、せめて町民の方同士の間でつながるような消費につながるようなことについては、先ほどの例でいうと前者のほうのようなある程度緩和した内容で、もし違いがあるのだとしたらぜひ町内で消費につながるような形で統一していただきたいなと思うところなのですけども、この点町長、いかがお考えになるでしょうか。

この2点、再度お伺いしたいと思います。

○議長（村山義明君） 山田保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（山田美緒子君） 今の質問の中で妊婦の関係だけお答えしたいと思います。

一般の方には臨時接種ということで、受ける方についてもできるだけ受けてほしいということ、努力義務というものが課せられているのですけれども、妊婦に関してはそれが一切ない状況になっております。ですので、ただ感染リスクを持っていて、希望される妊婦は受けられないということではありませんので、妊婦皆さん産婦人科の先生に主治医を持っていらっしゃいますので、そこでよく相談の上、受けるかどうかを判断してもらうという形になっておりますので、クーポン券は妊婦だからといって送らないということではなくて、皆さんに送らせていただいています。

以上です。

○議長（村山義明君） 町長。

○町長（小林生吉君） 職員の行動制限については、対策本部会議で取り決めたことを各所属のほうに伝達をしているので、基本的には市内でばらつきがあるということではないというふうには思っていますけれども、一部そういう誤解のある、捉えられるようなところがあったのであれば、真摯に受け止めたいというふうには思います。ただ、先ほど申し上げましたけれども、今後については適切な時期を見てやっぱり、多分以前と同じように4人以内とかふだん一緒にいる仲間とかというような制約をしっかりと持たないとならないだろうというふうには思っていますけれども、そういう中で言われているようなマスク会食と、これはなかなか徹底するのは大変ですけども、そういったようなルールを守った上でルールの中でできる地域経済への貢献できるような活動もしっかりやっていくということについて取り組んでいきたいなというふうには思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 再々質問にもお答えいただきました。とにもかくにもまずワクチン接種が一番急がれるところかなというふうに思います。また、ワクチン接種をしていけばそういった部分で町内の消費に、皆さんが外に出て行って、仲間とか、そういった方と会食をしたりということが町内の中では自然と前のようにできるようになっていけばいいなと思いますので、私もワクチン接種をぜひさせていただきたいと思いますし、周りの方にもぜひ声をかけていきたいと思いますので、ワクチン接種が進むように取り組んでいていただきたいなと思います。

私の一般質問については以上です。

○議長（村山義明君） これで宮崎さんの一般質問は終了いたしました。

引き続き、受付番号5、議席番号3番、西浦さん。

○3番（西浦岩雄君） 一般質問、最後になりましたけれども、よろしく願いいたします。

私のほうからは、去年だったでしょうか、萩生田文部科学大臣から発表されましたGIGAスクール構想について質問させていただきます。文部科学省は当初2018年から5か年計画でこのGIGAスクール構想を完成させる予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大により前倒しして計画が進められていると。新型コロナウイルス感染症拡大により、去年の春は長期間の休校を余儀なくされたことは記憶に新しい。この感染症もいまだ終息には至っていない。今後も感染力の強い変異株の出現により感染拡大が再燃した場合は、断続的な休校が見込まれる。そこで、当町でもこのGIGAスクール構想に沿って学校にタブレット端末が導入されたが、改めてGIGAスクール構想の目的は何なのか、また導入後の現状についてどうなっているのか伺いたい。

○議長（村山義明君） 教育長。

○教育長（田邊彰宏君） 西浦議員の一般質問に答弁させていただきます。

GIGAスクール構想の目的は、1人1台端末環境と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することです。もともとは2023年を目標にしていたのですが、コロナ禍等の社会情勢もありまして、急激にかじを切りました。文部科学省は、Society5.0の時代を生きる全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するためには学校におけるICTの積極的な活用が不可欠という観点からGIGAスクール構想を推進しています。導入後の現状ですが、児童生徒はタブレットを教育活動の様々な場面で活用、文字を入力すること、必要な情報を探すこと、表やグラフを作ること、発表するためのスライドや資料を作ること、スクリーンに映して発表すること、オンラインで授業を受けること等をしております。児童生徒は、タブレットの配付を前向きに受け止めています。学年が上がるごとに活用能力の向上が見られます。指導する教員は適切な学習活動で使用することを模索している状況と私は考えています。教員にはさらなる活用能力の向上や整備されたICT環境を最大限活用していくことが重要と認識しています。なお、学

校力に係る総合実践事業でデジタル教科書の理科の活用が予定されていることを申し添えますと、予定というふうにしたのですけれども、現在も活用が始まっているということでございます。

○議長（村山義明君） 西浦さん。

○3番（西浦岩雄君） それでは、再質問させていただきます。

再質問につきましては、G I G Aスクール構想についての課題についてであります。文科省がこのG I G Aスクール構想の実施を早めたのは、新型コロナ感染拡大により今まで普通に学校へ行って学ぶという行為ができなくなったことが挙げられております。そこで、学校に行かなくても学ぶ機会を得ることができるとして、家庭でもタブレット端末を使ってオンライン授業が考えられると思います。そのためには、教育関係はちょっと離れるのですけれども、中頓別町全域にわたってネット環境が整備されていなければ、なかなかこれは実現は難しいのではないかと思います。それで、現時点でのネット環境はどの程度整備されているのか、整っているのか、それについて伺いたいと思います。

また、同時に子供たち一人一人がタブレットを使って情報を得るということは、有害な情報にも出くわす危険性もあると思います。その対策は大丈夫なのかどうか。

また、G I G Aスクール構想を実現するに当たって教育関係者だけでは不十分でないかと私は考えております。外部から、または特別にネット環境に詳しいスタッフを配置する必要はないのかどうか伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（村山義明君） 田邊教育長。

○教育長（田邊彰宏君） ただいまの3点の再質問について答弁させていただきます。

まず、ネット環境の整備についてなのですけれども、町全体で全てのところのネット環境まで私は承知していませんけれども、学校の子供たちは一度持って帰ってどうなるかということを確認しています。ないところは簡易ルーター等を使って、全部できるということは今現在では確認されています。

それから、2点目、有害な情報についてはフィルターがかかっております。当然そこまでは行けないというか、そこには行かないようなことになっています。あわせて、やはり情報モラル、これについても指導をしているところです。それから、個人情報の保護、これについても保護者のほうから同意書を取らなければならないというような場面が出てきましたので、今後そういう措置を取りたいと思っています。

それから、もう一つ、最後の質問で……何でしたか。

（何事か呼ぶ者あり）

○教育長（田邊彰宏君） 教育関係者でなくて、ほかの方々のスタッフ、幸いなことに小学校も中学校も外部の方に来てもらわなくても十分対応できるだけのスタッフがいいます。一番有能な方は小学校の校長です。中学校も技術の先生がいいます。大丈夫だと私は思っています。どうしても外部から来てもらいたいというのであれば、それは対応はしたいと思っておりますけれども、現在のところは十分スタッフは恵まれていると思います。

○議長（村山義明君） 工藤教育次長。

○教育次長（工藤正勝君） 私のほうからもお話をさせていただきたいのですけれども、学校における現状のネットワーク環境であったり、それから子供たちに配付いたしました情報機器端末の整備について資料を作らせていただいておりますので、ご参考にしていただきたいというふうに思います。ただいまの質問の中でもネット環境のことで出ていましたけれども、こういったポケットWi-Fiをタブレットと一緒に持ち帰っていただいて、通信の状況を確認していただいたりとかというのもしております。このタブレットも、資料でつけましたけれども、通常の小さなタブレットと、それからキーボードだけで分離ができて、授業にも十分活用できるようなタブレットになっておりますし、課題の整理なんかも自宅で宿題ができるとか、それから学校からの連絡においても、学校に来なければもらえないお手紙なんかについてもタブレットで連絡ができるといったような機能が今ついているところでございます。

それから、環境についての支援についても今導入していただいている業者のほうとも十分に連絡が取れることになっておりまして、何か問題が起きたり、こういった課題があるよといったことについても相談ができるような状況を今運営の分について委託を行っているところでございます。

○議長（村山義明君） 西浦さん。

○3番（西浦岩雄君） それでは、最後の質問になるのですけれども、教育長のほうからの答弁の中にもSociety5.0という言葉が出てきております。Society5.0というのはサイバー空間とフィジカル空間の高度な融合システムとして経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会と位置づけておりますけれども、この高度な融合システムを実現していくというのは具体的にはどのような社会になっていくのか、教育長の私的な見解というか、感想というか、思いでもよろしいので、ちょっと最後に答えていただければ助かるなと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（村山義明君） 教育長。

○教育長（田邊彰宏君） 非常に高度な質問に回答する答弁になろうかと思いますが、今考えているのはIoTとAI、これに全て何かやってもらえるような社会が出てくるのではないかなというふうに思います。今こちらのほうに来ましたけれども、私の思いはAI、それからIoT、こういうふうにしゃべるだけで自分の7割から8割ぐらいのことが実現するような社会になっていくのではないかなというように考えていますけれども、こういうことについては今やっている学習指導要領がどこまでいくかにもよると思うのです。一番最初の細谷議員の質問にもありましたけれども、SDGs、これとつながっていると思うのです。これをずっとやっていくことがSociety5.0の、今難しい定義をお話しされましたけれども、その中の文言につながっていくのではないかなというふうに考えているところでございます。

○議長（村山義明君） 西浦さん。

○3番（西浦岩雄君） 質問ではないのですが、一応このG I G Aスクール構想についての私のちょっとした思いをお話しさせていただいて、終わらせたいと思います。

このG I G Aスクール構想について質問させていただいたのは、Society5.0時代を生きる子供たちにとって教育におけるI C Tを基盤とした先端技術の活用は避けて通れない必須の条件であると思っております。このような技術の活用は、世界ではどんどん進んでいると聞いています。むしろ日本は立ち後れているということも言われております。それで、文科省も新型コロナの感染拡大を契機に前倒したのではないかと思っております。また、この変化の激しい時代を生き抜くには、今までの学校の教科書を中心にした一斉教育というだけではなく、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、この辺が私はいいのかなと思う。個別最適化された創造性を育む教育の実現が重要であると。I C T教育で次世代の人材を育てる必要があるということだと思っております。実際に最近見ていると、私は野球が好きなので、大リーグなど見ているのですが、大谷翔平選手がプレーを終えた後にタブレットを片手に自分のフォームを研究したり、相手のピッチャーの投球フォームなんかを多分研究しているのではないかなと思います。そういう時代が、日常茶飯事にタブレットを片手に仕事をしているという時代が、私は想像できないのですが、恐らく来るであろうということを思っております。そういう時代に早く対応できるような、G I G Aスクールという言葉の意味からしてもそういうことではないかなと思いますので、こういう方向の実現に向かって頑張っていたきたいなと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（村山義明君） これで西浦さんの一般質問は終了いたしました。

これで一般質問は終了しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時29分

再開 午後 1時30分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

◎議案第26号

○議長（村山義明君） 日程第13、議案第26号 中頓別町税条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第26号 中頓別町税条例の一部を改正する条例の制定について、小林総務課長から内容の説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） それでは、私のほうから議案第26号 中頓別町税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案の77ページをお開き願います。議案第26号 中頓別町税条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年6月17日提出、中頓別町長。

改正の要旨をご説明申し上げます。86ページをお開き願います。改正の要旨、地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第107号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第108号）、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年総務省令第34号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和3年総務省令第35号）は令和3年3月31日に公布され、原則として同年4月1日、地方税法施行令の一部を改正する政令は原則として令和5年4月1日、地方税法施行規則の一部を改正する省令は原則として令和6年1月1日から施行されることになったことによる改正でございます。

地方税法改正に伴う改正事項につきましては、住民税に関わるものであり、個人町民税の非課税範囲等に係る扶養親族の規定の整備と寄附金税額控除の所得税法の改正による規定の整備を、また医療費控除では特定一般用医薬品等購入費のいわゆるセルフメディケーション税制の適用期間の延長を行うものでございます。

87ページに関しましては条例の条項に関わる改正概要が記載されておりますので、ご参照いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、改正の内容をご説明申し上げます。81ページをお開き願います。新旧対照表によりご説明申し上げます。第24条の個人の町民税の非課税の範囲では、扶養親族を年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族、これは16歳以上の者ということになりますが、に限るとして定義を分けた規定に変更してございます。

83ページをお開き願います。第36条の3の3の個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書での扶養親族は年齢16歳未満に限定、附則第5条の個人の町民税の所得割の非課税の範囲等に係る扶養親族は年齢16歳未満の者に加え、従前のとおり控除対象扶養親族も含むものと規定されました。

81ページにお戻り願います。第34条の7第1項第1号のロから82ページのチまで及びヌにおきまして、寄附金税額控除は各号における寄附金の定義を出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除くと規定いたしました。

84ページをお開き願います。附則第6条の特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例であり、対象医薬品を見直し、適用期間を5年間延長する規定といたしました。詳細につきましては、別途に配付してございます資料、その4ページ、セルフメディケーション税制の見直しをご参照願えればというふうに思います。

附則第10条の2の法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合では、第24項

を追加し、特定都市河川浸水被害対策法に係る施設の固定資産税に係る課税標準の特例措置を3分の1と規定、それ以下の条項を繰り下げ、新第26項では計画の定義を明確にするとともに、法の改正に伴う適用条項の改正及び文言の修正を規定するものでございます。別配付資料では2ページ、5、主な税負担軽減措置をご参照いただければというふうに思っています。

78ページをお開き願います。下段、附則、第1条、施行期日は令和4年1月1日から施行する。

第1号の町民税に関わるものは令和6年1月1日適用、第2号及び第3号の固定資産税の課税標準特例はそれぞれの法律の施行の日、または公布の日、第2条では町民税に関する経過措置、第3条では固定資産税に関する経過措置を規定してございます。

以上、簡単ではございますが、説明申し上げました。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第26号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号 中頓別町税条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号

○議長（村山義明君） 日程第14、議案第27号 令和3年度中頓別町一般会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第27号 令和3年度中頓別町一般会計補正予算につきまして、笹原総務課参事から提案の説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 笹原総務課参事。

○総務課参事（笹原 等君） それでは、議案第27号 令和3年度中頓別町一般会計補正予算につきましてご説明申し上げます。予算書1ページをお開き願います。令和3年度中頓別町一般会計補正予算。

令和3年度中頓別町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条第1項 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,628万6,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ39億3,904万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和3年6月17日提出、中頓別町長。

4ページをお開き願います。第2表、地方債補正でございます。起債の目的、過疎対策事業債の限度額を変更前3億5,150万円から変更後3億5,510万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。変更事業のみご説明申し上げます。橋梁長寿命化修繕事業の限度額を変更前480万円から変更後840万円とするもので、当初予定しておりました橋梁の修繕事業の照査により事業費の変更が必要となったことから、追加するものでございます。

続きまして、事項別明細書、歳出からご説明をいたします。14ページをお開き願います。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、既定額に40万円を追加し、5億2,768万5,000円とするもので、人事管理事務事業、18節負担金補助及び交付金で同額を計上、自治法派遣として昨年度まで北海道から派遣されておりました職員の帰任旅費に係る負担金でございます。

4目財産管理費では、既定額に330万2,000円を追加し、2,161万5,000円とするもので、内容は町有財産維持管理事業、10節需用費で敏音知コミュニティセンター前に設置しております外灯の修繕が必要な状態となっておりますが、部品の生産が終了していることや支柱自体も経年劣化により腐食が進んでいるため、これらを交換する費用として18万円を計上、12節委託料では宮下定住促進団地の分譲地が残り1区画となっていることから、新たに分譲地を造成するための測量設計業務委託費用として308万円を新規計上、役場庁舎維持管理事業、13節使用料及び賃借料では昨年度設置し、現在稼働しております庁舎の太陽光発電システムにおいて故障した際のリモート補修作業やデータ管理を行うための監視システム使用料4万2,000円を新規計上、詳細につきましては別に配付しております建設課建設グループ作成の説明資料をご参照願います。

5目企画費では、既定額に605万5,000円を追加し、9,225万8,000円とするもので、移住定住促進事業、2節給料で159万3,000円、3節職員手当等で72万7,000円を追加、地域内の仕事を組み合わせて年間を通じた雇用を創出することを目的として設置する特定地域づくり事業協同組合の設立準備や今年3月に開設いたしました無料職業紹介所の運営などを担当する地域おこし協力隊の人件費として計上、8節旅費では4万円を追加、11節役務費では組合から派遣されて関係事業所で勤務する職員

の募集に係る広告宣伝費27万5,000円を計上、18節負担金補助及び交付金では講習受講料1万円と特定地域づくり事業協同組合として認可を受ける際に財務上必要な資金として確保が必要な財産的基礎と事務費を合わせました組合への助成金341万円を新規計上しております。詳細につきましては、別に配付してございます総務課政策経営室作成の説明資料をご参照願います。また、人件費の詳細につきましては22ページ以降の給与費明細書をご参照いただきたいと思います。

11目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費では、既定額に1,425万6,000円を追加し、7,607万6,000円とするもので、地方創生臨時交付金事業として同額を計上するものでございます。これにつきましても総務課政策経営室作成の説明資料の1ページ下段から交付金事業の詳細について記載しておりますので、併せて御覧いただければと思いますけれども、内容につきましてはテレワーク促進事業といたしまして、12節委託料でテレワークの推進に伴いシステム障害を起こさないよう対策を講じる費用として167万8,000円を計上、17節備品購入費でシンクライアント用職員端末70台、546万7,000円、ワイドモニター96台、232万4,000円を計上、説明資料の2ページ目になりますが、学校感染症対策事業といたしまして、10節需用費で消毒用アルコールや消毒作業用手袋などの消耗品費59万円を計上、17節備品購入費で足踏み式アルコール除菌剤用スタンド8台、15万円、非接触自動検温器5台、25万3,000円、飛沫防止アクリルパーティション2台、9万4,000円を計上、中頓別町クーポン券発行事業といたしまして、18節負担金補助及び交付金で町商工会が消費喚起を目的として実施するクーポン券発行事業に対する補助金370万円を新規計上するものでございます。

予算書の16ページをお開き願います。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、既定額に210万8,000円を追加し、2,869万円とするもので、社会福祉総務事業、2節給料で159万3,000円、3節職員手当等で51万5,000円を計上、いずれも障がい者福祉や高齢者福祉など地域共生社会のまちづくり活動を推進していくための業務を担当する地域おこし協力隊に係る人件費でございます。詳細につきましては、別に配付してございます保健福祉課作成の説明資料をご参照願います。

4目障害者福祉費では、既定額に20万円を追加し、1億1,127万3,000円とするもので、障害者総合支援給付事業、17節備品購入費で障害福祉システムのパソコン更新費用として同額を計上。

2項児童福祉費、4目認定こども園費では、既定額に108万円を計上し、3,519万4,000円とするもので、認定こども園事業、12節委託料に同額を追加、栄養士との雇用形態を委託契約に切り替えるため、新たに予算計上するものでございます。

7目こども包括支援費では、既定額に80万円を追加し、764万8,000円とするもので、子ども・子育て支援事業、18節負担金補助及び交付金に同額を計上、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、低所得の子育て世帯に対する生活支援とし

て給付金を支給するもので、全額国費で負担するものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目予防費では、既定額に113万円を追加し、3,535万5,000円とするもので、保健予防事業、12節委託料で新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種に関しまして市町村間で情報連携するためのシステム改修委託料として同額を計上。

6款農林水産業費、1項農業費、2目農業振興費では、既定額に334万9,000円を追加し、2億4,786万4,000円とするもので、中頓別町農業体験交流施設管理運営事業、17節備品購入費で急速冷却機を購入するための費用として同額を計上、今年度地域内の生産物を活用した特産品の開発、販売を行うためレトルト食品の製造ができる機器の導入を予定しておりますが、製造過程の中に急速冷却の工程を加えることでより安心、安全な食品製造が可能となることに加えまして、食品製造等の衛生管理手法の基準となるHACCP制度の導入対応も可能となることから、今回追加導入するものでございます。詳細につきましては、別に配付してございます産業課作成の説明資料をご参照願います。

4目有害鳥獣対策費では、既定額に326万円を追加し、1,734万4,000円とするもので、有害鳥獣対策費、7節報償費に同額を追加、鳥獣被害防止総合対策事業補助金分の有害鳥獣捕獲報償費405頭分、326万円を追加計上するものでございます。

18ページをお開き願います。7款1項商工費、2目観光費では、既定額に111万6,000円を追加し、1億41万8,000円とするもので、中頓別鍾乳洞自然ふれあい公園管理運営事業、14節工事請負費で園内遊歩道の補修費用として同額を計上。

8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費では、既定額に120万1,000円を追加し、1億1,446万5,000円とするもので、内容は除排雪事業、10節需用費に12万7,000円、26節公課費に3万8,000円を計上、いずれも公用車の車検整備費用に係るものでございます。道路維持修繕事業、10節需用費では松音知地区にあります町道川向2号線の側溝整備工事として103万6,000円を追加計上するものでございます。

3目道路新設改良費では、既定額に386万4,000円を追加し、4億4,231万1,000円とするもので、内容は普通建設事業（単独）、10節需用費で20万1,000円、26節公課費で6万3,000円を計上、いずれも公用車の車検整備費用に係るものでございます。橋梁修繕事業、14節工事請負費で豊林橋の修繕工事費として360万円を追加、長寿命化修繕計画では近隣自治体との一括した発注から単独での発注に切り替えることで橋梁の点検業務を円滑に進めることができますことから、18節負担金補助及び交付金に計上しておりました1,800万円を12節委託料に組み替えるものでございます。

9款消防費、1項1目消防費では、既定額に71万8,000円を追加し、1億3,700万7,000円とするもので、消防事業、18節負担金補助及び交付金で同額を計上、

別に配付してございます一般会計予算別紙内訳明細書の2ページを御覧願います。常備消防費、中頓別支署費で71万8,000円を追加計上するものでございます。詳細につきましては、3ページの事務事業別にてご説明いたします。消防学校派遣事業につきましては、新規採用職員の北海道消防学校への派遣費用といたしまして旅費、使用料及び賃借料、負担金補助及び交付金、合わせまして39万3,000円を追加、その他グループ内庶務では新規採用職員に貸与する被服費として10節需用費に32万5,000円を追加するものでございます。

予算書の20ページにお戻り願います。10款教育費、1項教育総務費、3目住宅管理費では、既定額に40万円を追加し、70万円とするもので、教職員住宅管理事業、10節需用費で教職員住宅2棟の軒先、軒天修繕に要する費用として同額を計上、詳細につきましては別に配付してございます教育委員会作成の説明資料をご参照願います。

3項中学校費、1目学校管理費では、既定額に123万2,000円を追加し、1,394万7,000円とするもので、中学校施設維持管理事業、14節工事請負費で今年3月に破損いたしました中学校校舎屋根の集合煙突の修繕費として同額を計上。

4項社会教育費、1目社会教育総務費では、既定額に15万9,000円を追加し、982万2,000円とするもので、青年教育推進事業、12節委託料で成人式開催に当たりまして対象者へのPCR検査費用として同額を計上。

3目社会教育施設費では、既定額に151万3,000円を追加し、741万8,000円とするもので、郷土資料館及び青少年柔剣道場運営事業、14節工事請負費で施設の専用引込み受電柱が老朽化、腐食により折損したため、これを建て替える費用として同額を計上。

5項保健体育費、3目寿野外レクリエーション施設費では、既定額に14万3,000円を追加し、3,529万3,000円とするもので、寿野外レクリエーション施設費、17節備品購入費でスキー利用者の救助時に必要となる減圧式固定器具の購入費用として同額を計上するものでございます。

8ページにお戻り願います。歳出合計、既定額に4,628万6,000円を追加し、39億3,904万2,000円とするものでございます。

続きまして、歳入についてご説明をいたします。10ページをお開き願います。11款1項地方交付税、2目特別交付税では、既定額に2,209万4,000円を追加し、2億1,713万4,000円とするもので、歳出の一般財源とするものでございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、既定額に19万8,000円を追加し、5,814万8,000円とするもので、5節社会保障・税番号制度交付金にマイナンバーカード交付事務に対する交付金として同額を新規計上。

2目民生費国庫補助金では、既定額に80万円を追加し、897万9,000円とするもので、3節新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化交付金に歳出の子育て世帯生活支援特別給付金に対する国庫負担分として同額を新規計上。

3目衛生費国庫補助金では、既定額に75万3,000円を追加し、990万円とするもので、1節保健衛生費補助金に同額を追加、歳出の健康管理システム改修費に充当される補助金でございます。

15款道支出金、2項道補助金、4目農林業費補助金では、既定額に326万円を追加し、1億6,937万7,000円とするもので、19節鳥獣被害防止総合対策事業補助金に同額を新規計上、歳出の有害鳥獣捕獲報償費に充当される補助金でございます。

18款繰入金、1項基金繰入金、6目公共施設整備等基金繰入金では、既定額に1,558万1,000円を追加し、8,035万6,000円とするもので、1節公共施設整備等基金繰入金に同額を計上、歳出、町有財産維持管理事業、敏音知コミュニティセンター外灯修繕費に18万円を充当、地方創生臨時交付金事業、テレワーク用職員端末整備費に779万1,000円を充当、農業体験交流施設管理運営事業、急速冷却機導入費に334万9,000円を充当、鍾乳洞自然ふれあい公園管理運営事業、遊歩道補修費に111万6,000円を充当、教職員住宅管理事業、住宅修繕費に40万円を充当、中学校施設維持管理事業、校舎屋根集合煙突修繕費に123万2,000円を充当、郷土資料館及び青少年柔剣道場運営事業、施設専用引込線受電柱の建て替え費に151万3,000円をそれぞれ充当するため、繰り入れるものでございます。

12ページをお開き願います。21款1項町債、1目過疎対策事業債では、既定額に360万円を追加し、3億5,510万円とするもので、1節過疎対策事業債に同額を追加、内容につきましては第2表、地方債補正で説明させていただきましたので、省略をさせていただきます。

6ページにお戻り願います。歳入合計、既定額に4,628万6,000円を追加し、39億3,904万2,000円とし、歳入歳出のバランスを取ってございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） ここで議場の時計、午後2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時10分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

星川さん。

○6番（星川三喜男君） 2点ほどお伺いします。

まず、町道の維持管理補修についてちょっとお伺いします。要するに砂利道がありますよね、町道で。林道ではない町道の砂利道、そこではグレーダーをかけてはくれるのですが、ここ数年穴が空いても補修してくれない、要するに砂利も何も入れてくれないという状態なもので、結構農家等々からトラクターやそういう乗用車、トラックなんか走

って、相当バウンドして危ない状態もあるということをお伺っておりますので、今どのような形で補修をしているのかお伺いしたいと思います。

○議長（村山義明君） 土屋建設課長。

○建設課長（土屋順一君） 町道維持補修に関しましては、今民間委託となっておりますので、今まで町でやっていたのと同様に当たっていただいている考えではありますけれども、間に合っていないとか、うちでも必要であれば確認しまして、対応していきたいと思っております。決してやらないとかいうことではありません。

○6番（星川三喜男君） 課長、分かりました。今トラクター等々が相当大きくなっておりますし、コントラでこれから今15日から作業が始まって、相当大きい、重たい機械等が今走っておりますので、今後そういう場所を点検してもらって、やっぱり穴のひどいところは補修して、砂利等を持って行って敷いてもらいたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それと、これはちょっと、今日平中課長がいないですね。それで、これは私の意見にちょっと答えてくれる人がいるかどうか分かりませんが、松音知にある、担い手研修宿泊施設がありますよね。そのことについてお伺いしたいのですけれども、誰か……会長がいますか。それでは、質問させていただきます。あの施設ですけれども、いまだに研修生でない方が入っているということなのです。というのは、あの施設は担い手研修施設で、町内の体験、要するに体験して、研究して、そのうちには新規就農で入りたいという方々の宿泊施設、住宅だと思います。今入られている人は、確かに最初はそういう形で来ました。でも、今はある会社の従業員です。高額な賃金ももらいながら勤めておりますが、松音知にある担い手研修施設の規則、規約等が私はあるのではないのかなと思っておりますけれども、この今入っている方についての今後の指導はどういうふうな形でなされているのか。

そして、担い手で早急に中頓別町で研修したいと言ってきた場合、今そのような状態であればそういう方を入れられるような住宅がない。本来であればそこに入るはずが入られないということにして、今現にそこに入っている人に決まったからすぐ出ていきなさいと言っても、出ていける場所があればいいのですけれども、出ていけないような状態も今あると思っておりますので、この件について両者、どう話をしているのかお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 町長。

○町長（小林生吉君） 今お話のあった住宅につきましては、町の町有の住宅でありますけれども、担い手センターのほうに研修生用住宅として無償での貸付けをするという契約をしております、これまでそういった用に供しております。現入居されている方についても担い手センターのほうで支援をして入居していただいた方です。この方については、想定していた入り先農家の方の事情もあって、そこでの就農が実現しなかったと。これらについては町側というか、担い手センター側としての問題もあったかなというふうに思っておりますけれども、ほかの、今ドリームジャンボファームですけれども、そちらのほうの従業員になられて、せっかく研修していただいて、何とか本町に定着をしていただける

というような状況になっているかなということで、大変よかったというふうに私は思っています。お話のあったように、その住宅につきましては担い手のための住宅ということでありますので、空けていただくことが望ましいことは望ましいのですけれども、担い手の対策本部会議の中でも3月というのは難しいので、一旦もう少し時間がたって退去ということでの相談をかけているところですが、ご本人も本町に家を建てて、事業所に定住して、働き続けたいという意向をお持ちであります。ただ、実際家が建つのがすぐということではないので、それまでの間引き続き住宅のほうに住みたいと、住まわせてもらえないかというようなご相談を受けたということでもあります。今担い手の対策本部会議のほうでこの取扱いについて協議することになっておりますけれども、一方で今お話があった新たな担い手の受入れというような場合については速やかに転居するというようなこともお話しになっているということでもありますので、今その辺りの状況、取扱い、重ねて対策本部会議のほうで検討して、その後町とも協議というようなことになるかなというふうに思います。いずれにしても、いい形で収まるようになればいいというふうに思っていますし、そのことに伴って新たな担い手の受入れを停止するというようなこともないように町としても対応を図っていきたいというふうに考えています。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○6番（星川三喜男君） 分かりました。担い手のほうの町長は代表ということで説明をもらいましたけれども、取りあえず担い手の研修ということは2年ですよね、規則は。多分2年も過ぎて、それで家賃がかからない。それは、ほかの従業員と比べればちょっとこれはおかしいのではないかなと。片や今年4月から夫婦で入った従業員がやっぱり何万円も取られている住宅にいて、そしてこの方は幾ら、多分私は住宅費としてはゼロ円だと思います。ただ、何かの形で何千円か納めなければならないという記憶は私は残っていますけれども、住宅料としてはただだと思っていますけれども、その点はどういうふうなことになるのかお伺いします。

○議長（村山義明君） 町長。

○町長（小林生吉君） 先ほど申し上げましたように、あくまでも担い手対策のための住宅ということで無償ということになっています。担い手というか、研修生としての取扱いが終わった時点で入居ということの部分については本来の住宅使用料は町としてもいただかなければならないというふうに考えておりますので、そこはもし対策本部会議のほうでも、あくまでも臨時的なことになりますけれども、引き続き入居させてほしいというようなことがあれば、そこは今申し上げたように、本来の住宅料はしっかりお支払いいただくということになるということでもあります。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○6番（星川三喜男君） 分かりました。今町長の説明があったのですけれども、今後住宅を町内で建てて生活するとは言っておりますけれども、口約束だけではない、やはりそれなりの書類等を役場というか、担い手のほうに提出しているのか。ただ口だけで来年住

宅を建てるから、それまで今の施設で住宅に住ませてほしいということでは私はこれは駄目だと思っておりますし、やはり何らかの形で図面、それとか今こういう流れで進んでいきますという書類等々も先方から私は頂くべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（村山義明君） 町長。

○町長（小林生吉君） うちの産業の担当のほうでもその確認はしているということがあります。対策本部会議のほうでまたその辺も含めて確認をして、一定の考え方を整理してもらおうことになるかというふうに思います。確実にというか、そこを確認を取った上で進めるということについては、そのようにしたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第27号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号 令和3年度中頓別町一般会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号

○議長（村山義明君） 日程第15、議案第28号 令和3年度中頓別町水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第28号 令和3年度中頓別町水道事業特別会計補正予算、土屋建設課長から提案の説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 土屋建設課長。

○建設課長（土屋順一君） それでは、議案第28号 令和3年度中頓別町水道事業特別会計補正予算についてご説明させていただきます。

1ページをお開きください。令和3年度中頓別町水道事業特別会計補正予算。

令和3年度中頓別町の水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ130万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,393万1,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月17日提出、中頓別町長。

事項別明細書、歳出からご説明いたします。10ページをお開きください。1款水道費、1項総務費、1目一般管理費につきまして、既定額に130万円を追加し、7,308万7,000円とするもので、10節需用費のうち修繕費について130万円を追加、敏音知ポンプ室に設置しております配水池へ送水するための送水ポンプ2台のうち1台について経年劣化による故障により現在送水不能となっております。通常2台の交互運転としておりますが、現在1台で運転していることから、早急に修繕するため追加するものとなります。

6ページをお開きください。6ページ下段、歳出合計、既定額1億1,263万1,000円に130万円を追加し、1億1,393万1,000円とするものです。

続きまして、歳入についてご説明いたします。8ページをお開きください。1款使用料及び手数料、1項使用料、1目水道使用料につきましては、既定額に130万円を追加し、5,535万9,000円とするもので、先ほど歳出で説明いたしました修繕費の財源とするため追加するものでございます。

4ページをお開きください。4ページ下段、歳入合計、既定額1億1,263万1,000円に130万円を追加し、1億1,393万1,000円とするものです。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第28号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号 令和3年度中頓別町水道事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号

○議長（村山義明君） 日程第16、議案第29号 工事請負契約の締結の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第29号 工事請負契約の締結について、土屋建設課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 土屋建設課長。

○建設課長（土屋順一君） それでは、工事請負契約の締結についてご説明させていただきます。

議案の88ページをお開きください。議案第29号 工事請負契約の締結について。

令和3年5月24日指名競争入札に付した建設工事について、下記のとおり請負契約を締結するため地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によって議会の議決を求める。

令和3年6月17日提出、中頓別町長。

契約の内容でございます。1、契約の目的、中頓別町下水道管理センターほか電気、機械設備更新工事。2、契約の方法、指名競争入札による契約。3、契約金額、6,160万円。4、契約の相手方、桜井・柴田電機経常建設共同企業体、代表者、稚内市大黒5丁目6番16号、株式会社桜井電業所代表取締役、高島健吾となっております。

本中頓別町下水道管理センターほか電気、機械設備工事の概要について説明させていただきます。本工事については、中頓別町下水道ストックマネジメント計画に基づき実施するもので、今年度は汚泥脱水機の長寿命化及び上駒にありますマンホールポンプ所の電気、機械設備の更新を予定しております。工期については令和4年3月11日予定で、落札率につきましては94.92%となっております。詳細につきましては、配付した建設課建設グループ説明資料をご参照願います。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第29号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号 工事請負契約の締結は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号

○議長（村山義明君） 日程第17、議案第30号 物品売買契約の締結の件を議題とし

ます。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第30号 物品売買契約の締結について、土屋建設課長から提案の説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 土屋建設課長。

○建設課長（土屋順一君） 続きまして、物品売買契約の締結についてご説明させていただきます。

89ページをお開きください。議案第30号 物品売買契約の締結について。

令和3年5月24日指名競争入札による物品購入事業について、下記のとおり物品売買契約を締結するため地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によって議会の議決を求める。

令和3年6月17日提出、中頓別町長。

契約の内容でございます。1、契約の目的、除雪ドーザ購入事業。2、契約の方法、指名競争入札による契約。3、契約金額、2,783万円。4、契約の相手方、枝幸郡中頓別町字中頓別54番地、株式会社住友モータース代表取締役、住友松男となっております。

本除雪ドーザ購入事業の概要について説明させていただきます。更新の対象となる除雪ドーザについては平成9年に納車され、23年経過しております。購入機械については除雪のほか排雪時の積込み作業に使用できるなど用途が広く、除排雪作業の効率がよいことから、同機種を選定しております。納期については、令和3年11月30日予定で、落札率につきましては78.79%となっております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第30号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号 物品売買契約の締結は原案のとおり可決されました。

◎発議第2号

○議長（村山義明君） 日程第18、発議第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた

施策の充実・強化を求める意見書（案）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

長谷川さん。

○2番（長谷川克弘君） 発議第2号。

令和3年6月17日、中頓別町議会議長、村山義明様。

提出者、中頓別町議会議員、長谷川克弘。賛成者、中頓別町議会議員、東海林繁幸。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

裏面です。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。さらに、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進など、全国一の森林資源を有する北海道において本町と道が連携して森林吸収源対策を積極的に推進することが必要である。

本町をはじめ、道内各地域では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継いでいくため、活力ある森林づくりや防災・減災対策をさらに進め、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化が実現できるよう、施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 森林の多面的機能を持続的に発揮し、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、適切な間伐と伐採後の着実な再生林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。
- 2 森林資源の循環利用を通じて、林業・木材産業の成長産業化を実現するため、ICT等の活用による林業イノベーションの推進、生産・流通体制の強化、都市の木造化などによる道産木材の販路拡大、森林づくりを担う人材の育成などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和3年6月17日、北海道中頓別町議会議長、村山義明。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

以上でございます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第2号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査申出について

○議長（村山義明君） 日程第19、閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員会、いきいきふるさと常任委員会の各委員長から、お手元に配付しました申出のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。本件については、各委員長申出のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議案の文言整理について

○議長（村山義明君） お諮りします。

このたびの定例会で議決された議案について、字句、数字その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

したがって、字句、数字その他の整理を要するものについては議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（村山義明君） 本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

ここで本日の会議を閉じます。

令和3年第2回中頓別町議会定例会を閉会します。

（午後 2時42分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員